

第百六十一回国会 参議院財政金融委員会會議録第五号

平成十六年十一月十一日(木曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

十一月十日

辞任

尾立 源幸君

補欠選任

喜納 昌吉君

辞任

喜納 昌吉君

補欠選任

尾立 源幸君

出席者は左のとおり。

委員長

浅尾慶一郎君

理事

愛知 治郎君

中島 啓雄君

山下 英利君

平野 達男君

若林 秀樹君

委員

金田 勝年君

田村耕太郎君

段本 幸男君

野上浩太郎君

舩添 要一君

溝手 顕正君

尾立 源幸君

大久保 勉君

大塚 耕平君

富岡由紀夫君

広田 一君

広野ただし君

峰崎 直樹君

西田 実仁君

山口那津男君

国務大臣

財務大臣

谷垣 禎一君

内閣府特命担当大臣(金融)

伊藤 達也君

副大臣

内閣府副大臣

七条 明君

財務副大臣

今井 宏君

財務副大臣

上田 勇君

厚生労働副大臣

西 博義君

事務局側

常任委員会専門員

藤澤 進君

政府参考人

公正取引委員会事務局経済取引局取引部長

山木 康孝君

警察庁長官官房長

安藤 隆春君

防衛施設庁建設部長

河野 孝義君

金融庁総務企画局長

増井喜一郎君

金融庁監督局長

佐藤 隆文君

総務省自治税務局長

板倉 敏和君

法務大臣官房長

小津 博司君

法務省民事局長

房村 精一君

法務省主計局長

杉本 和行君

財務省主計局次長

勝 栄二郎君

財務省主税局長

福田 進君

財務省理財局長

牧野 治郎君

国税庁次長

村上 喜堂君

厚生労働大臣官房審議官

大谷 泰夫君

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

塩田 幸雄君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(国及び地方の財政に関する件)

(地域金融機関の動向に関する件)

(コクドの西武鉄道株式売却等に関する件)

(授産事業への消費税課税に関する件)

(在日米軍駐留経費に関する件)

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(浅尾慶一郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理学会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務局経済取引局取引部長山木康孝君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浅尾慶一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浅尾慶一郎君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野上浩太郎君 自由民主党の野上浩太郎でございます。

今日は一般質疑ということでございまして、是非よろしく……(発言する者あり) ありがとうございます。

ございます、お願い申し上げたいと思います。

まず最初に、新潟県中越地震と台風、相次いで自然災害起こっておりますわけですが、このことについて質問させていただきたいというふうに思います。

まずもって、被害に遭われた方、心からお見舞い申し上げます。

私、実は地元、富山県でございますが、新潟県の隣県でございます。富山県からいろんなボランティアの方ですとか行政の方、消防関係の方、民間の方、大勢新潟県に駆け付けておられる。全国からもこういう動きが盛り上がりつつありまして、本当に敬意を表したいというふうに思います。

実は私自身も、先日、現場の方に行ってみました。

現場、本当に悲惨な状況になっておりまして、もう道路も報道にあるように大きく崩落している部分も当然あるわけでございますけれども、こういう町中の例えばマンホールなんか、これも隆起しているんですね。やっぱり強度が違うものですからマンホール隆起してしまつて通行に支障が生じたり。あるいは、ガスとか電気とか水道とか、こういうライフラインしつかりと早期復旧していく、大切なことだと思いますし、余震が続く中でやっぱり精神的なケアという部分も重要な点というふうに感じました。何よりも、あそこ豪雪地帯で、そろそろ雪が降ってくる季節も近づいてきたわけございまして、生活の基盤である住宅関係、仮設住宅関係、こういうことも早急に必要だということを強く感じました。

そういう中で、財務省におかれましては補正予算の用意があるということも伺いをいたしております。

新潟県のある地震発生しましてこれでは三週間たつたわけでございますが、こういう被害の、被害額の確定の状況ですとか、あるいはその補正予算の内容ですとか、まずそういう

ことをお聞きをしたいと思いますし、あわせて、大切なのは、これも補正予算、来年の通常国会の冒頭ということでございます。その前にやはり、当初予算の災害復旧費、当年災の部分ですとか、あるいは予備費の部分ですとか、やはりこういう部分を弾力的に機動的に使っていくということですね。

やはり、通常国会までに当然何もしないというわけではないわけでございます。これをしっかりと機動的に使っていきますよということも言っていく。そして、その内容も、万全な対応していくということではなくて、できるだけ具体的に、例えば住宅関係、こういうことをやっていきますとか、こういう話を出していくことが、やっぱりその現場の人たち、被災者の方々に励みにもなるわけでございますし、財務省のまたこういう姿勢を示すことにもなるというふうに思うわけでございます。まして、この辺りも併せてお聞きをさせていただきます。

○国務大臣(谷垣禎一) 野上委員、あの新潟の被災地の現場もごらんになったようで、御苦労までございます。私自身は地震の方はこの目で見ておりませんけれども、台風二十三号の方は、私自身の選挙区でもございますので大分よく見てまいりました。

これまでの台風とかあるいはこの新潟県地震の災害の対応につきましては、やはり迅速に対応していくということが何よりも心掛けなきゃならないことじゃないかと思っております。財政当局としても、まず災害復旧事業等の円滑な執行、それから激甚災害へ適切に対応していくということに努めなきゃならないと思っておりますが、この激甚災害の指定につきましては、余り詳細に見なきゃいかぬということになりますとなかなか結論が出せませんので、ヘリコプター等を活用して空中からの被害状況の把握というように活用して、できるだけ早く結論を出そうということですね。それから、災害被害額の早期把握にも努めなけ

ればなりませんし、災害復旧等のための必要な経費がどの程度になるかということは、これはよく見極めなきゃならないわけで、それを見極めた上で、補正予算、必要があればこれを、さっきおっしゃったように通常国会の冒頭、所要額を計上して、やろうというふうに考えているわけでありまして。

補正予算の規模とかその財源については、まだ現段階ではどれだけ費用が掛かるか見通しも全体的なことは立っておりませんので、平成十五年度の決算余剰金の処理も含めまして、災害復旧以外の歳入や歳入の状況も考えながら今後結論を出すということでございます。

いずれにせよ、災害復旧については、当初予算等の活用によって当面の応急復旧等について支障が生じる状況ではございません。緊急に必要となる経費については予備費の使用などを含めてきちっと適切に対処していきたいと思っております。

それから、さっきおっしゃいました中で、公共土木施設とか農林水産業の施設に係る災害復旧ですが、これは現在のところ、今申しましたように当初予算等の活用によって対応しているわけですが、災害復旧の迅速な対応をしなきゃならぬという観点から、緊急に復旧が必要な箇所については査定に先立って応急工事等に着手が可能であるということ、これは農林水産省、国土交通省の方から各関係の自治体にも通知をして適切に活用してもらうに聞いております。

それから、災害が発生した際の炊き出しであるとか避難所設置など、こういう応急救助については、現在、各都道府県で対応していただいているわけでございます。

現時点での予備費の使用残額は三千三百九十五億円でございます。財務省としては、各省において被災した都道府県の状態をよく把握していただいた上で、緊急を要する経費については予備費使用の要求があれば弾力的あるいは迅速に対処したい

と、このように、それで財政面でも万全を期してまいりたいと思っております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。

今の、査定に先立ってというお話もございましたし、是非そういう弾力的な迅速な対応をお願いしたいというふうに思います。新潟県地震もそうでありまして、私の地元富山県も台風被害いろいろございましたので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

それでは次に、地域金融と地方経済の話に入っていきたいというふうに思います。

地域金融については、今リレバンの機能強化に関するアクションプログラム等々でいろいろな取組なされているところでございますが、実は私の地元、この九月に北陸銀行と、また当委員会でも視察に行きました北海道の北海道銀行と、これがほくほくフィナンシャルグループというものを立ち上げました。これは九月でございます。これはもう本当に北陸と北海道という、これは地域をまたいだ統合でございます。余り例のない統合だというふうに思います。

今後のこういう再編統合の一つのモデルにもなるんじゃないかなと期待をしているところでもございますけれども、まず、伊藤大臣のこの統合に対する評価をお聞きしたいと思いますし、あわせて、今後、この地方金融が再編していく上でのような在り方が考えられるのか、併せてお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也) 今、野上委員から御紹介ございましたように、本年の九月一日に株式会社ほくほくフィナンシャルグループが誕生したわけでありまして。今回の北陸銀行と北海道銀行、この経営統合というものは、経営の効率化、そして営業力の強化、さらには経営基盤の安定化、こうしたことを経営統合の目的として、そして広域の地域金融グループとして新しいビジネスモデルというものを確立していきたい、そのようにお伺いしているところであります。

私どもとしても、こうした取組を進められ

ることによって両行の経営というものが一層効率化をして、さらにグループが一体となった総合的な金融サービスというものが提供され、そうした成果を上げていただいて、利用者の利便性の向上でありますとか、あるいは地域経済の活性化に貢献していただくことを期待をしているところでございます。

また、今後の地方の金融機関の再編の在り方についてもお話がございました。

合併等の組織再編というものは、これはあくまでも各金融機関の自主的な経営判断によるものだというふうに思っておりますが、一般的には規模の経済でありますとか、あるいは範囲の経済というものが働くことによって経営の効率というものが向上していく、そうした効果が大きいものであるというふうに考えられております。また、合併それ自身が相当な経営努力を伴うものでありますし、また前向きな経営改革としてとらえることもできる。こうした観点からいたしますと、中長期にわたって安定した金融機能を確保する観点から、合併というものは有力な選択肢ではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域のニーズでありますとか、あるいは利用者の方々の信頼を確保するために経営改革を更に強力に進めていくということが地域の金融機関にとつての非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、私どももいたしましては、リレーションシップバンキングに関する機能強化プログラム、こういうものも出させていただいて、各地域金融機関が様々な取組を進めていただいておりますので、こうした取組を積極的に進めていただいて、中小企業の再生や地域経済の活性化に大きく貢献していただけるような金融機能を強化していただけることを期待をしております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。

さて、そういう動きがある中で、今この九月の中間決算の業績予想について、地銀ですとか第二地銀が相次いで上方修正しているという動きもあ

から脱却をして、担保、保証に過度に依存しない、そういう中小企業融資を進めていくと。これはもうリレバンのあのアクションプログラムでも取組をなされているところであろうというふうに思い

だと思っております。信用リスクデータとか、いろんな指標をたくさん入れていって、しっかりと分析をしていくということであろうと思います。有意義な取組だと思んですが、一方、やはり経営

て、そうした分野分野の担当を設けるのであるとか、あるいは目利きの能力を上げていくための研修というものをしっかりやっていく、こうしたことも要請をしているところでございます、こうした

から、そうした課題に金融面からこたえていくための金融機能を強化をしていくことは非常に大切なことではないかというふうに思っております。

現在、私どもとしてこのプログラムに向けた様々な作業を行っておりますし、また外部の有識者の方々からも幅広く御意見を伺っているところでございます。委員からも、こうした地域金融の機能強化に向けて御教示をいただくことができたなら、そうしたことも含めて充実した新しいプログラムというものを作成していきたいというふうに考えているところでございます。

○野上浩太郎君 是非そういうことで強力に推進をしていただきたいと思います。その金融重点化プログラムを策定していく中で、やはりこの金融の、新しい金融の構築というものは一つ

の要素だろうというふうに思っております。例えば、直接金融への移行の話とかの議論がございますけれども、今一つ新しい動きとして、いわゆる環境に配慮をした融資というものが徐々に広がってきているわけがございます。新たなビジネスモデルが問われている中で、いわゆる企業の社会的責任ですね、CSRに重視をするような、これに基づく融資ですとか、あるいは社会的責任投資ですね、SRIですとか、こういう新たな資金の流れを作っていく、こういう取組もやっぱり推進していくべきだろうというふうに思いますけれども、これに対する対応をお聞きをしたいと思

います。○国務大臣(伊藤達也君) 企業の社会的責任への関心というものは高まっております。こうした中で金融機関においてもCSRに対する企業の自主的な取組を重視する各種の金融サービスというものが提供されていることは私どもも承知をいたしているところでございます。自らの経営判断の下、環境保全等の社会的責任を重視する、こうした企業への融資などの取組を行うことについては、これは金融機関自身の社会的責任、こうしたものを重視した経営の在り方として私は評価し得るものであると考えているところでございます。また、社会的責任投資については、これは投資家の様々なニーズを反映をした厚みのあるマーケットというものを形成していく、こうしたこと

が非常に重要なことではないかというふうに思っているところでございます。

ただし、金融庁といたしましては、この特定の融資やあるいは金融商品というものを奨励をしていく、このことによってマーケットにゆがみが生じてはいけませんので、そうした事態は避けたいかなければいけないというふうに考えておりますけれども、今後とも金融機関が社会的責任そして利用者のニーズに的確に対応した金融商品の提供については十分注視をしていきたいと考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。済みません。ちよつと時間がなくなつてまいりましたので、金融教育についてお聞きしようと思つておつたのですが、大変申し訳ないんですが、次の機会にお願いしたいと思います。

次に、いわゆる財政の健全化とプライマリーバランスの黒字化についてお聞きをしたいと思

います。十一月八日の月曜日に財政審で財政の長期試算、これが発表されたわけでありまして。その前提条件についてもいろいろ議論させていただきました。かつたんですが、内閣府のモデルとか財務省の一月の試算ですとか、あれとの違いも議論させていただきかけたんですが、ちよつと時間がありませんので省略させていただきます。まず大臣に、この長期試算について、この基本的な考え方と所見というものをお聞きしたいと思

います。まず大臣に、この長期試算について、この基本的な考え方と所見というものをお聞きしたいと思

います。ちよつと二つの質問を合わせてでございますが、谷垣財務大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、委員に御指摘いただいた試算は、今、財政制度等審議会が建議を審議していただいておりますが、その際の参考資料として起草検討委員会より提出していただいたものでありまして、要するに高齢化が進んでくる

とどうしても社会保障に掛かる費用が大きく伸びていくという状況が見込まれるわけであり

ますので、そういうことを踏まえて、そういうことに関する一定の前提を置いたときに、十年後の二〇一四年度ですね、一般会計の姿がどんなものになるのかと、言わば今の制度の下、ある前提の下で今の制度の下に機械的に算出するところなるという

ことをお示しして、それをまた今おつしやつたように歳出カットだけで、歳出だけでやる場合、あるいは税だけでやる場合というようになことでお示しをしたわけでありまして。それで、こういううち長期な財政運営の指針としては、この委員会でも何度も申し上げておりますように、二〇一〇年代の初頭に国、地方を通じて基礎的財政収支のバランスを取っていくという

ことが目標でございますけれども、その中で国の基礎的財政収支についても改善を図って将来の黒字化への展望につなげていくことが我が国財政に

対する信認を確保する上でも極めて大事であるという問題意識が背後にございまして、そこで一般会計に着眼して試算を行つて、財政構造改革の道筋に関する議論の材料を提供していただいたんだというふうに考えております。

そこで、この試算の結果、現在の財政構造を前提として何らの手だてを講じずにはおきますと、将来にわたつてその一般会計の基礎的財政収支は赤字幅を大幅に拡大していくことを示しておりますので、これは着実な経済成長と、それから「改革と展望」などに示しておりますよう

な適切な財政構造改革の必要性ということを改めて明らかにしたものでないかなと思つております。

つまり、民需主導の持続的な成長をもたらしていくような構造改革を推し進めながら、あらゆる歳出について聖域なききつと見直しをしていくことに加えまして、どうしたら、どのようにして歳入を確保していくかと。歳入歳入の両面のバランスというようになことも必要であるということもこの試算が示しているのではないかなと思

特にUFJ銀行が東京三菱銀行を、たしか優先株七千億円を発行して受託をもらったわけでありますが、その際に、いわゆるUFJホールディングの方が、これが合併をするとか、そういったある意味では条件を付けていますね、種類株ですが、これは、法律を作ったときに、こういう形でやると、実は、こういう方法を通じてやれば、子会社を通じて親会社の動きを何でも変えていけるような仕組みがここに残っちゃったわけです。これは、今週号のエコノミストにかなり厳しく書かれてありますけれども、ややゆゆしき事態が生じて、株式会社制度とか、あるいは持ち株会社制度というものの在り方をかなり根本からこれ、ある意味では破壊してしまうような作用を持っているんじゃないかなというふうに思えてならないわけであります。

法務省から今日おいでになっていると思います、こういう事態というのは予想し得た事態なんでしょうか。法の精神からして、これはどういうふうに評価をされているんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 平成十三年十一月の商法改正によりまして、株式会社の資金調達手段の多様化の観点から、発行する種類株式の内容を多様化するということが認められております。その結果、配当あるいは株主総会の議決権その他につきまして、異なった内容を持つ種類株式を発行することが可能となっております。また、このときの改正におきまして、会社が数種の株式を発行する場合においては、定款をもって株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部につき、その決議のほか、ある種類の株主の総会の決議を要するものと定めることができると、こういう具合になっております。

したがって、種類株式を発行しているときに、その発行している会社の株主総会の決議事項につきまして、その株主総会の決議事項のほかに、更にある種類の株主だけの集まっている種類株主総会の決議が必要であると、こういうことを定款で定められるということをしたわけでございます。

ます。

これは、数種の株式を発行することによって資金調達を容易にするということが一つございますが、そういった種類株主の利益を保護するために、その種類株主の意思を無視して、株主総会の多数によって種類株主に不利な内容の決議がされることを防ぐと、こういう趣旨でこの定款で種類株主総会の決議を必要とするということが定められたと、こういうことでございます。

これは、例えば合併で二社がそれぞれ出資をして合併会社を設立すると、そのような場合に、どうしてもその出資の多数はありますが、少数派の少数を出資する側がやはりその意思に反したことをされては困ると、そういう場合に、このような種類株主の決議事項とすることによってその権利を擁護するというようなことが考えられたわけでございます。

○峰崎直樹君 かなり早口というか、細かいことをしゃべられたんですが、後で議事録読まないで細かく分析できないんですが、私は、割と単純に言う、要するに、UFJ銀行のところに七千億の優先株を入れて、その優先株に条件付けたわけですね。そして、UFJホールディングがこういう決議をしたら駄目ですよとかいろいろ条件付けて、合併したら駄目だとか、まあ要するに三井住友銀行と合併のうわさがあつたものですから、それを阻止するために、これ、まあボイズンビルと言われてるんですが、そういう条件で入れたわけですね。

そうすると、株式、この株主はたしか純粋持ち株会社、金融持ち株会社ですから、株主はUFJホールディングだけですよ。そうすると、このホールディングの方の株主の中から、これはとてもない。私は、三井住友の方が合併する方が私はいいと思う。一対一の合併比率示しているし、それはとんでもないという意見があつた場合も、あるかもしれない、いや、あるかどうか分かりませんが、そうすると、この株主の権利というのは事実上否定されてしまうことになる

んじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうに判断されているんですか。

○政府参考人(房村精一君) ただいま申し上げた種類株主総会の決議が要求されるというのは、今の例で申し上げますと、子会社の方の株主総会でございます。子会社の株主総会において親会社が議決権を行使する、その内容についての制約ということではございませんので、そこは子会社の意思決定に当たって種類株主の意思を無視した決定がなされないようにというのがこの種類株主総会の決議を必要とするという事項の意味でございます。

ですから、持ち株会社がその子会社の株、議決権を行使する、その行使の仕方について直接制約を加えているものではございません。

○峰崎直樹君 今日、これは、じゃ、商法がこの改正のときによく言われていたのは、この種類株主でこういう条件付けられるのは、非常にベンチャービジネスとかそういうものに限るべきだというふうな意見もあつたやに聞いているんですが、そうすると、ある、こういう優先株を発行して、そういう種類株式を発行して、そうするとその子会社の方に、そこに資本注入して、事実上そこでトータルとしての持ち株会社全体の意思決定を完全にコントロールするということが可能になつちゃうというふうに思えて私にはならないんですが、まあ今日はそれをこれ以上議論すると時間がまたどんどん進みますので、取りあえずその点については、どうもやはりこの商法改正にはそういう大変重大なやつぱり欠陥があつたんじゃないかなというふうに思えてならないものですから、この点、また引き続き議論したいと思いますが、これはUFJ銀行と、銀行業界でこういうことが起きたわけですから、金融担当大臣、こういう問題が起きて、このことについて、やはりこれは法の精神からしてまずいんじゃないかというふうに思われませんか。その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 本件につきましては、

これは正に銀行の資本政策に関する事柄でありまして、当事者同士の高度な経営判断において決定されたものでありますから、私どもとしてコメントは差し控えていたいただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、この経営判断がされるに当たっては、両グループにおいて法律上の問題についても検討を行った上で判断されたものと承知をいたしております。

○峰崎直樹君 恐らくUFJホールディングの方の株主が、恐らくそのUFJホールディングスが純粋持ち株会社ですから一〇〇%持っている。そうすると、株主の責任を問うということがどこかでやはり問題だというふうに思っている株主がいれば指摘をされるんじゃないかと思いますが、これはまた別の機会にさせていただきますので、早速コクドの問題について入っていきたいと思ひます。

今日は、残念ながら、東京証券取引所からもお呼びをしたんですが、ちよつと昨日お昼過ぎでございましたので、残念ながら今日来ておられませんが、来ておられませんか。——残念ながら来ていないと思いますが、また、是非、次の機会に東京証券取引所の点については質問したいと思ひますが、もし金融庁の方で代わりに答えられる分野があつたら、ひとつよろしく願ひしたいと思ひわけであります。

そこで、コクドが今年十月十三日といわゆる西武鉄道の株の、いわゆる有価証券の取引書については是正をしたわけでありますが、その概要を、簡単に結構ですが、金融庁にお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今、先生御指摘のように、コクドは平成十六年十月十三日に、大量保有報告書の訂正報告書及び変更報告書を提出しております。これらの報告書では、コクドの保有する西武鉄道の株式数及び保有割合等についての訂正等が行われております。

これらの報告書の提出に際して、コクドが公表した報道発表資料によれば、西武鉄道よりコクド所有の西武鉄道株式の実質所有者についての調査依頼がありまして、調査を行った結果、コクドが実質的に所有する株式の中にいわゆる名義株が含まれておりまして、従前に提出してきた大量保有報告書の記載にはその名義株が欠落していた誤りがあったと。そういったことが判明したので、従前にさかのぼって訂正をいたしたというような説明がされているところでございます。

○峰崎直樹君 それで、これを記者会見されたわけでありまして、記者会見はコクドの堤会長さんと西武鉄道の小柳社長が記者会見された。これは新聞でしか、ちょっと紙上でしか私は分からないので、どうしてもそこでおっしゃっていることと現実との乖離があるんじゃないかと思うんですね。

一つ、コクドの会長、堤会長は十月十三日の会見で、いや、その事実は一週間前に知ったんだと、市場ではなくて知り合いの企業に買ってもらったと頼んだ、この発言されている。西武鉄道の小柳社長は、コクドに問い合わせた正式な回答を受けたのは九月三十日だと、こういうふうに発言された。ところが、実際にコクドがこの西武株を売却したのは八月の十七日から九月二十九日まで七千万株、約一七％と、こういうふうに出ていますが、売却をしているんですけども、この点、今恐らく、証券等監視委員会でも調査をされていると思うんですが、この辺りの実情について一体どうなっているのか説明していただきたいと思ひます。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。今、先生御指摘のとおり、コクドが平成十六年十月十三日に提出しました大量保有報告書の変更報告書によりまして、平成十六年の八月十七日から九月の二十九日の間に同社は西武鉄道株式を合計で七千二百六十二万一千株処分しているというふうに承知しております。

他方、これも今、先生から御指摘がございましたように、十月十三日の会見でコクドの堤会長が二週間前に知ったというような発言をされている、あるいは西武鉄道の小柳社長がコクドに問い合わせた正式な回答を受けたのは九月三十日だったと、そういった発言をしたといった報道等が流れていると、そういったことは私も承知をしております。

ただ、この点にしましては、何分個別案件の詳細ということでございますので、当局としてコメントすることは差し控えていただきたいと思います。いうふうに思っております。

○峰崎直樹君 要するに、九月三十日と二週間前に知ったというのは、ちよと十月十三日、発言、小柳さんのは符節が合っているんですけども、そうではなくて、これは私も確かめようがないので、今個別案件だから答えられないとおっしゃったんですが、八月中から、いやキュービーとか、いやキュービルとか、いろんな会社には実はもうこれは相対で恐らく株を買ってくれないかという交渉して買ってもらっているはずなんです。そういう事実との関係で本場に食い違いはないんですかということ、それはこの場で明らかにできないんですか、監督局長。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。大変、今の御指摘ございましたが、それぞれのどういったところに株を売却したか等につきましても、個別の案件でございますのでお答えを差し控えていただきたいと思います。さっぱり話が進まないんです。

そこで、今度は、本日はここを東京証券取引所に聞こうと思つたんですが、十月十四日に西武側に質問状を東京証券取引所から送付したと、こう書いてあります。これについて金融庁、内容はつかんでいらつしやいますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。また、何回も同じようなことで恐縮でございますが、質問状の今中身とかあるいは回答などの個別案件につきましては、現在東証で進められております聴取等に支障が生ずるおそれがあるということもございまして、申し訳ございませんが差し控えていただきたいと思います。

ただ、一般論として、監理ポストに割り当てられた場合に、東証はその後の聴取等を踏まえまして上場廃止基準に該当するか否かを判断するということになるというふうに考えております。

○峰崎直樹君 やつぱりこれは東京証券取引所から来てもらわないとこ分らないですね。これはいつまで、いつ処分をするのかというふうなことも聞きたかったんですが、これは難しいようです。

そこで、ちよと質問の趣旨を変えます。実は、有価証券報告書の訂正によって、少なくとも過去五年間、コクドは西武鉄道に対して五〇％の比率を超えましたから、その他関連会社から親会社というふうに変まりましたですね。これに伴って、財務大臣、財務省にお聞きしますね、財務大臣、直接お答えあるか分かりません。税制上はこの問題についてどういう問題が起きているのか、それから親会社、その他関連会社から親会社になることによって商法上はどういうところに問題が起きているのか、それから証券取引法に基づいてどう変わってくるのか、それぞれお答えください。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。株式の保有状況に関する税法の説明ではございますが、法人が他の法人から受け取る配当につきましては、受取配当の益金不算入制度の適用という問題がございまして、その内容でございますが、益金不算入割合は株式の所有割合によって異なっております。例えば法人は、他の法人の株式を二五％以上所有する場合には配当の額から当該関連法人株式等に係る負債利子の額を控除した金額が益金不算入額となります。

と、こういう規定がございまして、したがって、他の法人の株式の所有割合が変動した場合であっても、今のお話はそういう変動した場合を御指摘されておると思ひますが、引き続き株式の所有割合が二五％以上であれば税法上の取扱いに特段変化はございません。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。私どもの方は証取法上の扱いでございます。証取法上、訂正報告書の提出に伴いまして、西武鉄道の平成十二年三月期以降の有価証券報告書における関係会社の状況、あるいは関連当事者との取引等の記載項目がございまして、これが、コクドがそれまでその他の関係会社というふうになつておつたものが親会社になる、そういう変わりが、そういう形で変わることでございます。

○峰崎直樹君 証取法は関係ないんですか。○政府参考人(増井喜一郎君) 今申し上げましたのは証券取引法上の記載の事項、ディスクロージャー事項でございます。○峰崎直樹君 法務省、商法上問題ないのかというのを聞いてほしい。○政府参考人(房村精一君) 失礼いたしました。商法上、株式会社を取締役は毎決算期に営業報告書を作成すべきこととされておりますが、その営業報告書の記載事項といたしまして、上位七名以上の大株主及びその持ち株数、その他会社の状況に関する重要な事項というのが法務省令において定められております。

したがって、この事項につきまして虚偽の記載を営業報告書にいたしますと、その虚偽記載について取締役に故意又は過失がありまして、この記載によつて会社あるいは株主が損害を被つたときには、商法の二百六十六条の規定に基づきましてその損害を賠償する責任が負われる可能性がございまして、○峰崎直樹君 質問にちゃんとともに答えてほしいんですね。記載のミスがどういう責任かと

言っているんじゃないんです。

要するに、五〇%を超えたらそれこそ、先ほど申し上げたように、その他関係会社から親会社に変わるわけでしょう。親会社が変わったら、何かいわれる法制上やらなければいけないことがあるんじゃないですかというのを聞いたわけです。じゃ、もう申し上げましょう。親会社になると未上場の会社であっても情報を開示しなければならぬというものは、これはこの規定なんですよ。これ、証券取引法なんです、それとも会社法でやるんでしょうか、商法でやるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 商法上、特段上場の有無によりまして開示の範囲が異なるということとはございません。

○国務大臣(伊藤達也君) これは東証に適時開示規則というものがございまして。平成八年以降に上場を申請した上場会社については、未上場の親会社等の決算情報などの開示義務が課されておりますが、平成七年以前の上場会社については当該義務が課されていないと承知をいたしております。なお、東証の適時開示規則で義務付けられているのは直近の事業年度のみにありまして、西武鉄道については平成七年以前から上場しているため、その親会社の情報に関する開示義務は課されていないことから、これまでのところ、コクドにかかわる情報、決算情報などの開示は行われていなかったものと承知をいたしております。

○峰崎直樹君 そうじゃなくて、五〇%を切っていたから開示しなくてよかつたんじゃないんですか、つまり、その他会社だから。親会社になったら、幾ら親会社は未上場の会社でもその会計はオープンにしなければいけないというのは、私、それを実は存在しているというふうに私が一方的に思っていたのかもしれない。

そういう法律上の決まりはないということなんですか、もう一回改めてお聞きしますけれども。それがないと、ちよっと先、進めないんですけれども、ありませんか。事前にこれはもう質問出し

ている。

○委員長(浅尾慶一郎君) どなたがお答えになりますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

先ほど大臣がお答え申し上げましたように、東証の適時開示規則というのがございまして。この中に、平成八年以降に上場を申請した上場会社について、未上場の親会社等の決算情報などの開示義務が課されているということでございます。したがって、今回の、関連会社から親会社になったということでの開示の条件が変わるということではないというふうに考えます。

○峰崎直樹君 そうすると、法制度上は、法律上は、五〇%以下のその他関係会社から五〇%以上の会社に、親会社になっても、何にもこれは情報開示上の必要性というものは生じないということではないわけですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、その他関連会社であったのをより、何といいますが、関与の高くなつた親会社ということになつたという、そういう、何といいますが、記載事項を変えなければいけないということはその場で変わるわけでございますけれども、証取法上はそれ以上の効果はないというふうに考えております。

○峰崎直樹君 その点、ちよっと私も法律全部ひっくり返してやつたわけじゃないですから、またこれ確かめたいと思いますが、少なくとも、じゃ東京証券取引所の規則では、五割以上になつた場合とはいわゆる親会社の情報も開示しなきゃいけないということは今おっしゃいましたですね。そうすると、過去五年間の記載をずっと、いわゆる財務局に届けた資料を見ると、みんな五〇%を超えたわけですね。そうすると、コクドの情報は当然のことながら東京証券取引所の規則に従って開示しなければいけない義務が生じると、こう理解してよろしいですね、五年分。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今、先ほどの御説明、ちよっと前半しか御説明しなかつたものですからあれでございますが、先ほど申し上げましたように、平成八年以降に上場申請をした上場会社について開示義務が、上場会社については未上場の親会社について開示義務があるわけでございます。

ただ、西武鉄道にしましては、平成七年、要するに平成八年以降ということは平成七年以前でございますが、平成七年以前から上場しておるものでございまして、親会社等の情報に関する開示義務は課せられていないということでございます。そういうことで、これまでのところコクドに係る決算情報などの開示が行われていなかったということでございます。

○峰崎直樹君 そうすると、それはもう平成八年以前の上場会社であれば、そのあれには、規定には引つ掛からないと、だから五〇%を超えても情報開示しなくても結構だと、こういうことなんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 先生がおっしゃるとおりだと思います。

ただ、東証からは、親会社に係る開示義務に対しては今後必要な検討を行っていくというふうには聞いております。

○峰崎直樹君 平成八年の改正でどういう意図で改正されたか分からないんですが、親会社が五〇%以上になつた場合には開示しますよといったら、それは当然、その以前からさかのぼってやらないとこんなもの何の効果もないんじゃないんだらうかというふうに思えてならないんですが、これはやはり金融庁としても、そういう東京証券取引所に対してそういう規則をするときに、やつぱりこれは過去にもさかのぼってやらせるべきだと、こういうふうな指導すべきだと思ふんですが、そういう考え方はございませんか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

私もこれから直接そういった形では指導をするということではございませんが、今申し上げますように、東証自体が今回のいろいろな案件、事件といいますが、といったことも考え、親会社に係る開示義務に関して今後必要な検討を行っていくというふうに申しておりますので、私もそのような検討が行われているものと承知しております。

○峰崎直樹君 なぜ話するかというと、これはコクドだけじゃないですよ。新聞社も全部そうじゃないですか、これ。新聞社はたしかこれ非上場ですよ。未公開株、未公開だと思ひますよ。だから読売新聞の日本テレビの株の問題について渡辺恒雄さんが持っていたと。いや、実はこれは名義に貸してただけですという話になつてくるわけです。同じような問題が次から次へと出てくるんじゃないんですか。

だから、この機会に証券市場を透明化させよう、そして証券市場を活性化させよう。国民に貯蓄から投資へとこれだけ酸っぱいことを言っている、こういう問題が起きてくることに対して、金融担当大臣、これはやはりきちんと指導しないと、いや、そこところはあいまいもで、いや、それはもう東京証券取引所のやっていることですから自由にやらせますよ。いや、貯蓄から投資へしっかりとやってくださいということ、これで本当に片済むんですか。

○国務大臣(伊藤達也君) 今御指摘がございまして、東証からは、先ほど局長からも御答弁をさせていただいたように、親会社に係る開示義務に関して今後必要な検討を行っていくと、こういうふうな私も承知をいたしておりますので、その検討状況を今見守つていこうと思ひます。

○峰崎直樹君 あなた、金融担当大臣ですから、そういう意味であれでしょう、証券市場の問題についても全部中に入っているわけでしょう。我々、日本版SECで金融等監視取引委員会を部にした方がいいと思ひつていますけれども、今でも入れているわけでしょう。証券市場ずっと監視している

わけ、その担当大臣じゃないですか。何の説明にもなっていないですよ、それは。

ちよっと、じゃ話をまた別の方に変えます。

ところで、これは国税庁の次長おいでですからお聞きしますが、こういう名義株について、株のいわゆる配当がありますよね。配当に対する税というのはきちんと払われてきたんですか。まず国税庁からお聞きします。

○政府参考人(村上喜堂君) 一般論でお答えしますが、配当に対する課税関係を申し上げたいと思いますが、配当というのは支払の段階、企業が支払の段階で個人、法人の区別なく、一定の率で所得税の源泉徴収が行われます。したがって、法人、個人、同じ率だということになります。

さらに、たとえ仮に個人が配当を受け取ったということでもありまして、その個人が単なる名義人である場合には、実際にその配当収益を享受者、法人、個人どちらも両方あると思いますが、実際の享受者に課税することとなっております。実際に配当を受け取っている者に課税すると。実質課税の原則と言っておりますが、そういう制度になっております。

○峰崎直樹君 今日、総務省から地方税の方の話を聞きますが、おいでですね。税務局長、おいでになりますか。

地方税も、配当に対してはたしか二〇%時代の配当課税のときには五%でしたが、今も一〇%のところ配当課税について地方税の税、徴収してありますよね。その点きちんと払われているんですか。

○政府参考人(板倉敏和君) 配当所得につきましては、幾つかございますけれども、総合課税ないしは特別徴収という形で課税をしております。

○峰崎直樹君 そうすると、個人名義になつていたという場合に、個人名義で源泉徴収しているけれども、この方が所得例えば一千万円以上だったから、これ申告所得になりますよね。そうすると、申告所得のところにこの個人名義の方のいわゆる配当課税分も配当所得も入れて、総務省の場合で

すよ、地方税の場合はこれは当然徴収しているということが実際に行われているわけですね。

○政府参考人(板倉敏和君) 御承知のとおり、地方税の課税団体は地方団体でございます。総務省、私どももいたしましては、個別具体の事案について承知はしていません。

そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○峰崎直樹君 そうすると、これは、今おっしゃいましたように個別自治体が行うわけですが、これはたしか都道府県税だつたと思うんですが、市町村も入っていましたか、この課税が、税が配分される基準というのは、もし分かれれば教えていただきたいんですが、多分、私、両方納まっていたと思うんですが。

そうすると、その課税統計というのは、調査というのは、それぞれの地方自治体に必ず行くんですね、そのお住まいの。例えば、所沢市だとかあるいは入間市だとかあるいは東京都練馬区だとか、そういうところにそのいわゆる課税調査が行くんですね。

○政府参考人(板倉敏和君) おっしゃいますように、そういう税額ないしは申告の場合にはその申告書というのが参ることになっております。

○峰崎直樹君 そうすると、総務省として、今はつかめないと、このいわゆる課税がきちんと行われているかどうか。というのはですね、名義株ですから、名義株だけでも課税されているのは、多分名義のところに配当が行くはずですよ。そうすると、配当に対する課税が行われるわけですよ。

で、先にちよっと国税の方に、国税庁の方にお聞きするんですが、いや、とにかく実際に課税してくれていれば何でもいんだと、こういうことに今、課税体制としてなっているんですか。

○政府参考人(村上喜堂君) 先ほども申し上げましたが、一般論でお答えしているのではありませんが、名義がだれであろうが真実の所得者に課税をいたしております。

なお、配当の受取人が法人の場合は地方税は掛かっておりません、国税だけになっております。

○峰崎直樹君 じゃ、その真実の、だれであろうと真実の払う人という、ちよっと正確に議事録つかんでないから分かりませんが、それはだれが判定するんですか。これはこの人がちゃんと、間違いないくこの人が持っている株だということはだれが判定するんですか。

○政府参考人(村上喜堂君) これも一般論でお答えしますが、配当は当該配当支払法人、この場合西武鉄道なのかもしれませんが、まあこれはあくまで一般論でお答えしますが、西武鉄道がどう認識しているかだと思えますが、西武鉄道が源泉徴収義務者でありますから、西武鉄道がもし個人にお払いになるんですたら一〇%の、国税が七%、地方税が三%、源泉徴収いたします。もし法人に支払うということであれば、国税のみ七%の源泉徴収を行います。

○峰崎直樹君 いや、その調整の率は、やり方はそうなんだろうと思うんですが、そうすると、国税当局としては、これは名義株であるとか、これは元々、西武の株であるとか、コクドが持っている西武株だとか、これはコクドではあるけれども実は個人の名義株だというような判断は一切しないとか、こういうことですか。

○政府参考人(村上喜堂君) これもまた一般論でお答えしますが、まあいろいろやり方はありますが、まず配当調べ、支払調査というのが出ております。支払調査というのはだれに幾ら払ったかという、そういう調査であります。それは税務当局に提出されております。

それが一つであります。また配当は源泉徴収でありますから、源泉所得税の調査を行います。

したがって、源泉徴収義務者に完全に任されているということではございません。

○峰崎直樹君 そうすると、いわゆる名義貸しをしていた人がいたとしますね、千二百人おられたというんです。そうすると、その千二百人の方の中には、当然申告所得をしなきゃいけないわけですね。申告所得をするときに、その課税調査の中で、課税調査を作っておると。そうすると、課税調査の段階でこの名義貸しというものを一切認めない、会社側からすれば、いや、これはコクドの株だと、あなたの名前になっているけれどもコクドの株よと、こうなつたら、これはもう個人のところにはあなたの所得だということは行かないわけですか、申告所得のとき。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。

その源泉徴収義務者がどういう支払調査を作成するかということではありますが、これも一般論で申し上げているわけでありまして、源泉徴収義務者が名義株と認識している場合には支払調査もそういう記載をしているのではないかと思います。

○峰崎直樹君 そうすると、このいわゆる株の配当の源泉徴収されたものについて、本当にこれはこの人のものかどうかというこの確認という作業は原則的にはやっていないと、こういうことなんでしょうか。国税庁として。

○政府参考人(村上喜堂君) 先ほども申し上げましたけれども、まず第一点に支払調査というのがございます。それは税務署に回つてまいりますが、その支払調査を見ればだれに支払われているか一応分かります。まず第一点ですね。

もう一点は、企業に対してももちろん税務調査を行うわけですから、そこで具体的にチェックさせていただくということでもありますので、調査をすれば分かるということだと思えます。

○峰崎直樹君 いや、単純なことなんです。要するに、千二百人の名義貸しをされていた人がいたと。この一七%も持っていたわけですから、相当な株数持っていたわけですよ。そうすると、この株はこの人のものであるかどうかという確認をした上で税を徴収しているというわけではないんです。単純なことですけども。

○政府参考人(村上喜堂君) 大変申し訳ございません。それをまともにお答えしますとちよっと守

秘義務に抵触いたしますので、誠に答えできないのでありますが、我々は一般論として申し上げて、ちゃんと適正にチェックをしているつもりであります。(発言する者あり)

○委員長(浅尾慶一郎君) 速記始めてください。

〔速記中止〕

○委員長(浅尾慶一郎君) 速記を起こして。

○政府参考人(村上喜堂君) ちよつと御説明が御理解いただけないのかもしれませんが、株を払う段階に支払調書というのが出ております。それは、徴収義務者が出す、税務署に回ってくるわけですが、それは見ております。

それからもう一つは、我々は、その法人なら法人に調査に参ります。そのときに、これは源泉所得税の調査に行くわけでありますが、その際にも見ておりますし、更に加えてその配当が、銀行なら銀行振り込み、どこに振り込まれるか、そういうことについてもチェックさせていただいております。

そういうことで御理解いただきたいのでありますが、今、西武鉄道についてはちよつとお答えできないと申し上げております。

○峰崎直樹君 いや、あの西武鉄道の具体例で今どうなっているかということをお聞きしているわけではないわけです。一般的に、この種配当課税の株の確認と、それからその問題については、じゃ定期的に、何年に一回かは調査に入っていると、こういう理解をしたんですけれども、それでよろしゅうございませぬ。はい。

さて、そこでずっとこれ、今日はもう時間が大分食い込んでいますので余りこれ以上なかなか追及しにくいところがあるんですけれども、私はこの西武鉄道の件は、コクドの件は、非常に分らないんですよ。

なぜ分らないかという、なぜあの十月十三日に明らかにされたのか。そしてこれは、こういう言い方をしたら、まあ犯罪をそのまま放置するということでよくないのかもしれませんが、要するに、関東財務局に届出をしないで、徐々に徐々に

株を相対で売っていつて、そしてその比率を八割以下に下げて、上場基準に達するようなどころまでやって、それでその次の年に関東財務局に提出すればこの間の問題は何にも起きなかったのに、なぜ十月十三日、突如としてこういうことについてその記者会見もし、関東財務局にそういう、私たちは間違えていましたと、こういうことがでずね、なぜなされたのかなということが非常によく分らないんですよ。

で、結果的にこれ後から、もう時間ないのであれしますが、相対で売っていた人たちが損害賠償でまた買い取ってくれという、お金を払って買い取ってくれと、こういう話になりますね。そうすると、またこれ、上場基準に抵触するようなどころまで持ってくるわけです。そうすると、一体全体これ、何のためにこの間こういうことをされたのかということが非常によく分らない。

で、今、税の問題についてこれ以上細かくはちよつと聞きませんが、そうすると、東京証券取引所も今日来て、実態の解明や要求していることに對する回答がどうあったかと分らないんですが、これは、私はやはり西武、コクドの堤義明会長、それから西武鉄道の小柳社長を、是非この当委員会での真相を是非私は明らかにする必要があるんじゃないかと思うんですよ。(発言する者あり)そうですね。それから、東京証券取引所は参考人でお呼びするように言っておりましたので、この機会に是非お願いをしようと思っておりますので、是非、委員長、この点、理事会へ諮っていただきたいと思ひます。特に証券市場の透明化、そしてある意味ではこれから市場がルールをきちつとしなきゃいけないということですから、是非そのことをお願いしたいと思ひます。

○委員長(浅尾慶一郎君) ただいまの御提案につきまして、後刻理事会で協議いたします。

○峰崎直樹君 それと、実はこのコクドの問題と今回の読売新聞の日本テレビの関係なんです、これも私もよく分らない。やっぱり読売新聞社というのが非上場の会社です。これは新聞社は

全部そういうふうになっているんだという話を聞きました、新聞社がなぜなってテレビ局がなぜならないのか、私、よく分らないところがあるんですが、しかし、そういうことになっているんだそうですね。

で、その読売新聞社のナベツネさんですね、ナベツネさんと言ったら怒られちゃうのか、かの有名な方なんですが、その方が、名義株で実は貸しておっただけだ。そのことはちよつと私も直接御本人から聞いたんじゃないんで、又聞きというから十分意を伝えているかどうか分かりませんが、これも、いわゆる名義貸しで、おれのものじゃない、これらは読売新聞のものだということについては国税当局ももうよく分かっているんだと、こういう発言をされているんですよ。

国税当局、この読売新聞、渡辺恒雄さんのことについては、質問にちよつと事前に言っておきませんでしたけれども、これも一般論で結構ですが、一般論というか、こういうふうに答えておられることについて税務当局としてどうお考えになっているのか。

○政府参考人(村上喜堂君) ただいまの御質問もいわゆる名義株の問題であります、マスコミの報道で、たしか読売新聞だと思ひますが、国税当局に報告し、了承を得ているという報道があったかに思ひます。

ただ、我々は、先ほど来申し上げておりますように、その株がだれが所有して、真実の所有者がだれであるかが分ればいいわけでありまして、その有価証券報告書にどういった記載があるかどうかは、特段それについて関与するところじゃございませぬ。したがって、読売新聞等がどういう趣旨でそういうことを発言されておられるのか、ちよつと理解できないところであります。

○峰崎直樹君 私も、よくぞまあこんなことをおっしゃっているなということで、理解できないんです。ですから、当然、これ同じように、それは西武の堤さんをお呼びするんだつたら、これは

やはり読売新聞の渡辺恒雄、これは今社主、今何をなさつておる、元会長ですか、この方もやはりお呼びしないとこれはよく分らないなというふうに通じておられますので、是非この点も、後で理事会でお呼びしたいと、参考人としてお呼びしたいと思ひますので、よろしく願ひします。

○委員長(浅尾慶一郎君) ただいまの御提案につきまして、後刻理事会で協議いたします。

○峰崎直樹君 それで、この西武鉄道、あるいはコクドグループと、こういうふうに通じていいんでしようか、この問題をめぐって、私たちは絶えず昔から、私、国会議員になったのが一九九二年ですけれども、その前後から法人税を払わない企業だと、こういうことがずつと読まれていておりました。そういう資料もずつと読んでみて、なるほどこれはうまいことを考えるものだなと。銀行からお金を借りて、その金利の利息分、支払い分で営業利益を相殺していきながら、実は大きく大きくなっていく。たしか雑誌フォーブスという会社で、世界一の資産王と言われているのに、その方が属している企業が実は法人税一銭も払わないと、こういうふうに通じておりました。

そこで、ずつと調べていくと、こういうやり方、すなわち、ある事業会社というふうに通じていって、持株会社と呼んでいいんでしようか、コクドのようなものを、これは非上場ですけれども、この株を自分で支配すると。そして、今度はその下に様々な会社をくつ付けていつて、西武鉄道もその中に入っていくわけでありまして、そういうやり方を通じて、どうも相続税対策をやっていたんじゃないのか。ちよつと三十九年ぐらい前からこういうことをやっておられたといううようなことが報道その他で明らかになっておりますが、そうすると、ちよつと堤義明さんのお父様が亡くなられたところから実は、その前後からこういう形でやられていたと、こういうふうに通じているわけですね。

そうすると、こういう、何といましようか、オーナー会社といひますか、そういうものが同じ

ような手口でまねをするというようなことを、事例がどんどん出てきて、国税庁で一回そういうことについての規制を何とか加えよう、こういう歴史があったんじゃないんですか。それちょっと、もし分かれれば教えてほしいんです。

○政府参考人(村上喜堂君) あくまで一般論でございますが、皆さん企業の経営者の方は相続税に御関心あるのは事実だと思います。したがって、相続税の規定というのは、お亡くなりになった日の時価で評価するという形になっているのでありますが、実際にはその持つておられる資産というのは種々雑多でございます。したがって、それにきまましては相続税の基本通達というのを設けて、いろいろその価額の評価の仕方について決めさせていただいていくわけですが、たしか平成二年か三年だったと思いますが、通達の改正なんかもやらせていただいております。

○峰崎直樹君 平成二年か三年に通達、私も読ませていただきました。どうもこの堤さんのそのやり方をずっと見ていくとかなり、税制改正という動きをかなりよく知っていらつしやるんじゃないかと、つまり先読みしながらどうもやっておられるんじゃないかというように疑いもなきにしもあらずなんです。

そこで、ちょっと今日は官房長、それぞれの官房長来ていただいておりますが、このコクド計画、それから西武鉄道、それからプリンスホテル、この三つでいいですが、ここに天下りを、財務省、特に国税庁関係、これはノンキャリアも含めて是非お願いしたいんですが、ここからどのぐらい、天下っているのがおられるのかどうか、これがまず第一番目にお聞きしたいと思うのであります。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私の方からお答えいたしますが。

事院の承認を得ることが必要であるということ、この手続で確認できるものでございますが、お尋ねのコクド、西武鉄道、プリンスホテルの役員に再就職しているケースはございませんでした。

ただ、西武鉄道の有価証券報告書に、今年六月に東京国税局のOBがその西武鉄道の社外監査役に就いているということの有価証券報告書で承知しております。

○峰崎直樹君 そうすると、要するに人事院で承認されたものと限った場合には、今あった社外取締役だけだと。一件で、それ以外についてはないということなんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) 人事院の承認の手続で知り得るものではございません。

それで、今のは有価証券報告書で東京国税局のOBが一人社外取締役に就いていることが確認できるということでございます。

○政府参考人(村上喜堂君) 一応有価証券報告書で分かるということではありますが、その人の名前はその役員を見ていただければ分かるんであります。その職員は平成九年にもう既に退職している職員であります。それで今年、ですから平成十六年六月に社外監査役に就任された。お辞めになつてから数年たつてから御自身が西武と交渉してそういうふうになられたんだと思いますが、それについて当局は何ら関知をしております。

○峰崎直樹君 金融庁の職員で、これは金融庁というのは、かなり昔だつたらもう大蔵省、大蔵省時代は一緒ですから、あと金融庁とか、せっくくですから財務省、警察庁、こちらでそこら辺に天下りをされているという事例があれば報告をしていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 谷垣大臣がおっしゃられましたように、国家公務員法の手続に基づく範囲内で私どもが把握している中で、コクド、西武鉄道、プリンスホテルに再就職した者はございません。

○政府参考人(小津博司君) 財務省におきまして

把握しております限りにおいて、財務省の職員が御指摘の企業に再就職しているという事例はございません。

○政府参考人(安藤隆春君) 当庁において把握している限りでは、当庁職員が御質問の企業に再就職をした例はございません。

○峰崎直樹君 分かりました。

以上です。

○広野ただし君 民主党・新緑風会の広野ただしです。

現下の財政事情、非常に厳しいものがありますけれども、その中でも先ほどもちょっと出ましたのが、借金がどれくらいあるのかと、またそういう公債管理政策がどうなつておるか、また財投はどうなつておるか、そして特別会計、特会がどうなつておるか、こういうことについて質問をさせていただきたい、こう思っております。

まず、国の借金でありますけれども、私たちは一般的に国と地方を合わせて七百兆円あるというふうな、大体、まあ政治家ですら、大体丸い数字でいきますと、そういうふうな大体頭に入れております。ところが、この間、「報道二〇〇一」ですか、これが九百六十兆円とか一千兆円あるんだと、こういうような話であります。

国全体の財政の治療をしていくというときに、やはり全貌を知りませんとその治療策は的確なものがない、これは当たり前のことだと思えます。それが国と地方を合わせて七百兆円、それが九百六十とか一千兆円となりますと、三割も違う、三割以上も違つてくる。そこで、現在の七百兆円という頭の中で治療策をやるのと、その一千兆円の近くにあるもの治療策を考えると、それは大違いなわけであります。

ですから、数字の世界ではあるんですが、やはり政治家として大体正確なところをですね、大体正確ではおかしいんですが、大体のところをやはり的確につかまえておきませんときちんとした対策ができてこない、こういう思いから谷垣大臣に質問をさせていただくんですが、七百兆円とい

えば、私どもは、そのうち五百が大体国と、そして二百が地方と、こういうふうな、これもまあ政治家であれば大体そういう思いでいると思うんですね。

そういう中で、もう一つ、私もちょっと調べてみましたらびっくりしましたのは、これ財投とも関係するんですが、財投債ですね、財投債がもう百二十兆円に十六年度末でなつておる。これは七兆百兆円の外債であるということなんです。しかもまた、債務保証、これはもう元々ありますけれども、債務保証もこれは六十兆円ぐらいでしょうか、外債としてあるということですね。そうしますと、あらあらもうそこで二百兆円ぐらい、百八十兆円が上乗せされてくる。また、これはまあ同じ借金ではありますから短期ですから、短期証券とか何があるんです。ですから、まあ一千兆円というのも間違ひではないんだ。その「報道二〇〇一」が言っている一千兆円というの、いや大体そういうところなんじゃないかと。そうしますと、今までプライマリーバランスですとかいろいろなことを言つて、二〇一三年、まあ二〇一〇年の初頭と、こう言つておられる前提が大きく狂つてくるのではないかと、こういうふうには思ふんです。

ですから、非常にアバウトな数字でいいんですけれども、その七百兆円と一千兆円近くのもの、どういふふうな谷垣大臣は認識しておられるのか、伺いたいと思います。

○副大臣(上田勇君) お答えをいたします。

今、広野先生から御指摘があつたように、国の債務残高というふうなことの議論をするときにいろいろな整理の方法もございまして、そういう意味では、その整理の仕方、その数字の目的とかによりまして、いろんな考え方がございまして。

今、私ども、例えば国の資金調達であります国債とか借入金等にかかわる統計としましては、国債及び借入金並びに政府保証債務現在高というものを発表したりしておりますけれども、これによ

りますと、平成十六年の六月末の現在でそれらの合計、国債及び借入金金の現在高が七百二十九兆円となっております。その内訳は、内国債が約五百七十一兆円、借入金五十八兆円、政府短期証券約百兆円と、そのほかに政府保証債務が約五十九兆円となっております。

また、今、先生が御質問の中で触れました国と地方の合わせての債務残高、これはよく報道等で使われている数字でございますけれども、これは国の公債残高が四百八十三兆円、国と地方を合わせて七百十九兆円ということをよく、この数字をよく使っております。これは、四百八十三兆円というのは平成十六年度末に見込まれています国の公債残高ですね……

○広野ただし君 詳細はいいんです、詳細は。

○副大臣(上田勇君) はい。でございます、これが、合わせて、国と地方を合わせて七百十九兆円というのが十九年度末に見込まれている国と地方の長期債務残高ということでございます。

○広野ただし君 私は詳細な数字を言っているんじゃないんですよ。ざくざくとした話でいいんです。

ですから、その中で、上田さん言われたのは、その中でなぜ百二十四兆円という財投債を別にするんですかということか、あるいは債務保証を別枠にしているんですかということなんです。ですから、それを別枠にしていきたいと、大体、今言われた七百兆円というのは大体合っている。だけれども、それ以外のものがあるではないかと、この点を問題にしているわけで、七百兆円というのは大体政治家は頭に入れていると思いますが、そうではないんじゃないのかということをお聞きしているわけでありまして。財務大臣に伺います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 七百十九兆、国と地方合わせてですね、言われておりますのは、どういう観点かと申しますと、結局これは、将来の負担ともいべき長期の債務、これはその利払いや償還が主として税財源により賄われるもの、それをまとめて七百十九兆ということを行っている

わけでございます。

財投債等につきましてはまたこの財投機関がどう返していくかと、若干その償還財源が最終的にはどこに行くかというような考え方の違いがございまして上田副大臣が申し上げたようないろいろな数字が出てきているわけでございますけれども、七百十九兆というのは要するに税金で返していくかなきゃならぬと、こういう意味でございます。

○広野ただし君 そのとおりだと思います。財投債は、そういうところでは若干罪が軽いというふうに思っておられるかもしれませんが、償還、まあ融資をしているから返ってくるんだと。それが財源になり得る可能性がある。しかし、財投債と国債、普通国債ですね、差はないんだと財務省はずつと言っているんです。差はないと言っているんですね。格付も違いますと、こう言っておりますが、確かに私、性格分かりますよ。だけれど、税で手当てをするのと、財投の、将来、今まで融資しているものが返ってくるからそれで手当てできるんだと、若干罪が軽いよというふうに本当に思っているんですか。

あるいはもう一つ、債務負担行為、負担行為じゃない、政府保証ありますね。これは別枠になっておるんですね、六十兆、約。これはどうなんでしょう。

この二点について財務大臣に伺います。

○副大臣(上田勇君) 今、広野先生から御指摘あった点というのは両面あるだろうというふうな思っております。それは、償還ということを考えてときには、それは税金を元に、原資として償還をしなければいけない部分と、それからそれぞれ貸出しをしましたその返済金などもって償還をするという部分については、おのずと性格が異なっているというふうには言えるというふうに思っています。

ただ、それが実際に発行をされている条件とか、今度は買い受ける側のことからすれば、それは条件としては同じであるというふうに言えるんじゃないかというふうに思っております。もう先生多

分御承知のとおり、それ、根拠となっております法律等はそれぞれまた別のものになっておりますし、その説明は省略をさせていただきますけれども、実際に発行するときには、どの法律を根拠として発行されているかということも明示をしております。そういう意味では、国債を発行、買入れる側からすれば不明な点はないんじゃないかというふうに考えております。

○広野ただし君 今井総務副大臣がおいでですから、大体地方は二百兆円というふうに政治家としては頭に入っていますね、現在。そのうち地方債が、百四、五十でしょうか、ちよつとそれは後で説明いたしたいと思いますが、それで、そのうち、言わば国と地方とのこの関係なんですが、国が最終的に手当てをしますよと、穴埋めをしますよと、こうしているものというのはどれくらいになるのか、その点について、丸い数字でいいですから、お伺いします。

○副大臣(今井宏君) 広野委員にお答えさせていただきます。

御質問ありましたように、地方では丸めて二百兆と、正確には、十六年度末の数字で申し上げますと、地方財政の借入金の残額は二百四兆円と見込まれております。そのうち、これも百四十兆という御指摘がありました、地方債の残高が百四十二兆円です。そして、公営企業残高のうち普通会計負担分が二十九兆、交付税特会の借入金残高のうち地方負担分が三十三兆と、こういう内訳でございます。

○広野ただし君 詳細はいいですから。

○副大臣(今井宏君) はい。その地方債のうち、交付税によりまして元利償還することにされているものはどのぐらいかと、こういう御質問でございますが、地方債の元利償還金につきましては、毎年度の地方全体の償還に必要な額をほかの歳出と合わせて賄えるよう地財計画の策定を通じてその額を確保しているところでございます。交付税を計算する際に、地方団体の地方債の償還費の

うち発行量に応じて交付税の基準財政需要額に算入するもの、いわゆる事業費補正方式等については個別の地方団体ごとに異なっているものでございますので、後年度の元利償還措置額を正確に把握することは難しいわけでありまして、事業費補正方式等によって毎年度の基準財政需要額に算入する償還費につきましては各団体に照会をしております。その数字を申し上げますが、この額は平成十六年度で約七・七兆円、基準財政需要額に占める割合でございますが、一六・四％となる見込みであります。

○広野ただし君 国の責任、地方の責任というのはありますから、地方債というのは本来それぞれの自治体の責任ということにはなるんでしょう。しかし、何かいろんな形で国が補てんをするとか、赤字再建団体というようなことになりまして、まあ今井副大臣も自治体の長もやられたことでしょうから、いろんな意味で今度は国に掛かってくるような点もあろうかと思うんです。そのところは今日時間ありませんから余り入りませんが、その中でも一つ、私は、全貌をやはり政治家としては把握していませんとちゃんとした適切な治療策ができないと、こういうことを申し上げたいわけなんです。

それで、年金ですね、年金。昨年、昨年といいますが、今年の六月まで非常にいろんな激しい議論をしましたけれども、年金債務。ですから、今表に出てきている借金はかりじゃない。年金債務というのは、特に過去債務ですね、これが私は非常にあるんじゃないかと思っております。これはいろんな計算の仕方がありますから余りここのでやっておくこともないんですが、私自身は、例えば基礎年金の、この国庫負担分というものの過去債務というものを考えますと、百三十から百八十兆円ぐらい別途にあるんじゃないかと。これ、賃金上昇率ですか、どれをベースにするかとかいろいろありますが、将来のことをどれだけ取るかということがありますから、これは厚生

労働省さんは余り認めないでしょうけれども、西副大臣の御見解を伺いたいと思います。

○副大臣(西博義君) 広野先生にお答え申し上げます。

厚生年金、国民年金における債務の御指摘というふうにあります。先生も御指摘のように、公的年金というのは世代間扶養という形で賦課方式をベースにしております。そのときの、その年の受給者の給付、それをその年の現役世代の保険料で基本的な賄っていくと、これを順次繰り返しているという仕組みになっております。

したがって、公的年金制度におきましては、過去の加入期間に対応した給付に見合う積立金を保有するという形にはなっておりません。しかし、あえて先生御指摘の額をそういう仮定の下に算出、モデルケースで算出させていただきますと、厚生年金四百二十兆円、国民年金五十兆円という形になるというところでございます。

○広野ただし君 それは過去債務の国庫負担分に当てはまる部分でしょうか。

○副大臣(西博義君) 今の申し上げましたことは、過去期間における給付の部分とそれから将来の起こってきます保険料収入、このことを必要な額として計上したものでございます。

○広野ただし君 このところはいろんな計算の仕方がありますが詳細は省きますが、いずれにしても、兆円でいくと三けたのオーダーの過去債務がある、国の負担になるものがあるということなんです。

ですから、そこで、財務大臣、これも特会ということにはなっておりますけれども、私は全体的に考えますと、七百兆円というふうな政治家に頭に大体こびりついておられますけれども、そうではない、一千兆円近くのものがあるんだと、国と地方の公的債務という形ではですね。そういう感覚でいないと治療策を間違えうんじやないでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに、額をどのぐらいに見積もるかというのはいろいろ議論もあると

思います。そしてまたそれぞれの債務の性格も違いますが、十把一からげというわけにはなかなかいかないと思いますが、委員のおっしゃるように、どれだけ我々の背中にしよわなきゃならないものがあるのかということはやはり視野に入れて議論をしなければ間違えうんじやないと思っております。

○広野ただし君 それのことを私は的確に表すのは格付なんです、格付。二年前に、あれ二〇〇二年五月だったですか、日本の国債の格付がムーディーズなんかでは二段階引き下げられたというところで、あのとき、財務省も非常に腹を立てて、ボツワナよりも低くなったわけですね、あのときは。で、抗議文書も出されたと思いますけれども。これは、日本の格付機関は、これはほとんど官庁みたいなものですから、格付しておたつて、どこまで、もちろん持ち前の格付ですからどうにもならない。ところが、ムーディーズ、あるいはスタンダード・アンド・プアーズ、あるいはフィッチといったところは、これは長年ちゃんとそういう格付をやつてきておつて、いろんなことがあつても投資家はそれを信用してくるんです。

そういう意味で、今非常に、日本のやはり格付は非常に悪くて、投資適格からいうと、下から数えた方がいい、シングルA2ですか、というようなところにあるわけですね。ですから、そういう意味では、かつとするよりも、まず冷静にしっかりと治療策を講ずるということの方が私はいと思います。

ムーディーズは、あれは今年だったですか、今年の四月に外貨建てのものはトリプルAに引き上げました。また、日本の経済が少し良くなつてきている。ですから、そういう財政再建もいいではないかというような、理由は言っていないけれども、多分そういうようなことも含まれているんじゃないかと思つてます。ですから、やはりきちんとした冷静な治療策というものをしっかりとやっていけばそれなりのことはちゃんとあるというふう

うに思います。

そういうことでありますが、もう一つ、その国債管理上、公債管理政策といふか、そういう中からひとつ御意見を伺いたいと思います。

急激に国債発行が増えてきておつて、昨年度は四百四十兆円、そして今年も四百六十兆円、二十兆円増えます。来年はどうなるんだといつても、今から査定に入りますからとかいつて御意見は差し控えていただきますと、こういう話があるんですが、借換債等を考えますと、更に二十兆円増えていくんじゃないかというふうなふうに私は思っています。

そうしますと、いずれにしても百数十兆円、五十兆円の上の、百五十兆円の上のところですね、というふうなところが膨大な公債発行をしなきゃいけない。債券市場というところの中で公的部門に物すごくお金を取るということですよ。民間の社債ですとかそういうところは発行したくても発行できない。実際、債券市場を見ますと、民間の方のものというのは一〇%ちょっとですよ。そういうふうなことで、非常にいびつな形になつていきます。余りにもそういう公債発行というものが国も地方も多くなりますといふ何ぞき暴落を起こすか分からないと、こういうふうなことになるわけでありまして、そこでは、どれくらいのことになつたらば大体平準化すると、今は借換債ですとかずつとあるものですか、どつと増えてきているんですが、どこいらぐらいいになると平準化するというふうに見ておられるんでしょうか。これは財務副大臣あるいは事務局、ございませう。

○副大臣(上田勇君) 委員が今御指摘いただいたように、非常に多額の国債残高を今抱えておりまして、二〇〇八年度問題というふうなことも言われているわけでございます。二〇〇八年度には十年債を中心とした国債が満期が集中しているというふうなこともあつて、その借換債の発行高が急増していくことが見込まれているわけでありまして、やはり平準化という今御指摘がありまし

たけれども、やはりこれから、先般財務大臣もおっしゃったように、国債の新規発行をやはり極力抑制をしていくということが今の財政構造改革としての観点で非常に重要であるというふうな考えております。

十七年度予算編成に当たつても、先般大臣が申し上げておりましたように、新規の国債発行額については前年度より減額する、これを目標として取り組んでいきたいというふうに思っております。また、政府全体の方針といたしましては、もう既に御承知のとおりであります。二〇一〇年度の初頭に、これはプライマリーバランスをまず均衡させるといふことが目標として財政の均衡を、立て直しを図っていきなさいというふうな考えているところでございます。

それで、済みません、今の答弁はそんなんですが、先ほどちょっと私答弁させていただいた中で、国と地方の債務残高について年度を平成十六年度末というふうな申し上げたつもりだったんですが、十九年度というふうな言つたということでございますので、そこは訂正をお願いしたいと思ひます。

○広野ただし君 国のプライマリーバランス、基礎的財政収支のことはそれなりに一つの、第一段階の再建のステップといふことでそれは一つの方角を示しているとは思ひます。しかし、それだけですべてが済むわけではございません。ですから債券市場の問題と公債発行の限度とか、やつぱりそういうものを政治家としては債券市場をどうしていくかというふうな全体的な考え方を持つておつてやつていきたいと思います。やはり非常に片手落ちな治療策をやつておつていふことにやつぱりなるんではないかと、こう思うわけでありまして。

次に、財政に入らせていただきたいと思ひます。財投は第二の会計といふことで、財投のピーク時は四十兆円ぐらいあつて、まあ一般会計とはほぼ匹敵する第二の会計といふような位置付けにありました。しかし、平成十三年の財投改革で郵貯ですとか簡保あるいは年金の預託を、これを打ち切

ると、七年間掛かってそれをやつていくんだと、こういうことが決められて今着実に進んで、着実に言っているのかどうか分かりませんが、財投の例えば規模はほぼ半減、年度でいきますと半減しております。そしてまた財投債というものでその預託部分を借り換えていくというか、そういう形になっておつて、それが今、先ほど申しましたように百二十兆とかぐらいのところになってきていくということだと思ひますが、それで、私が申し上げたいのは、これ一般会計の方はプライマリーバランスということで一つの、再建の第一ステップといひますか、そういうものを示しております。

ところが、財投はどういう姿、将来はどういう姿が望ましいのかという点、財政制度審議会で議論はしておられるんでしょうけれども、大体どういう姿に持っていけばいいのか、例えば年度の規模というものを更に絞り込むという形がいいのか、あるいは財投の融資残というのがありますけれども、財投の融資残がちょっと数字があれだったですが、ピークが四百二十兆ですかそれがぐつと絞込まれて、今、平成十六年ではそれが八十兆ぐらい減っているんですね。だから財投の融資残をぐつと絞り込んでいくと、それを一つのメルクマールにして二百兆円台に落とし込むんだという姿とか、あるいは財投債累計というものをどこにいくぐらいで抑え込むんだとか、何か一つのビジョンがあつてしかるべきじゃなからうかと、こう思つておるんですが、政治家として谷垣大臣、これは非常にアバウトな話でいいんですよね、ですから、こういう方向へ持っていくんだということをは是非お示ししたきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) お答えする前に、先ほど大体あらあら千兆ぐらいあるんじゃないかというので、ちょっと私、失念してお答えし損ないましたけれども、国の企業会計手法で作りました国の貸借対照表の試算というものがござひます。これが平成十四年末で負債総額が九百九十二兆となつておりますので、大体先ほど委員のおつちやつたような、このまあ公会計にどう適用でき

るかとかいろんな問題がござひますけれども、あらあらそういうことになっております。

それで、特会は先ほど申し上げたように……

○広野ただし君 財投。

○国務大臣(谷垣禎一君) 財投ですね、財投の規模でござひますか、財投の規模は今、ピーク時の半分まで圧縮してきている、先ほど御指摘をいただいたとおりでござひますけれども、財投債の具体的な発行規模は、今後の経済情勢とか、あるいは資金需要、調達との動向とか、そういうもので決まってくる面がござひますので、今発行残高の見込み、どのぐらいの規模かというのとはなかなかお答えするのは難しい点がござひます。

ただ、仮に財投計画の規模が現在程度でそのまま推移するとした場合の大きな傾向として申し上げますと、平成十九年度末をもって郵貯、年金への預託金の主な払戻しが終了いたします。それで、そのための資金調達も不要になってくるということがござひますから、過去の貸付け等の回収金等も勘案いたしますと、財投債の発行残高は平成二十年度前後にピークを迎えるのじゃないかと、こういうふうにご考慮しております。

○広野ただし君 私は金額のところだけ申し上げましたけれども、これが、今大臣言われましたように、財投債等、私なりの推計でいきますと、おつちやるように七年が、経過期間の七年間過ぎた後の規模というのはどれぐらいだろうかということをお考えますと、累計で二百二十からどこか二百五十ぐらいまでのところになるんではなからうかと。そのほかに、まずそれぞれのまた財投機関が財投機関債というものを自己調達をしていきますから、そういうようなものももろもろやつていけば、まあ三百兆円に届かないようなところで行くのかなと思つたりしておりますけれども。

またそれは政策の大きな考え方があつて、私どもは、特殊法人なり独立行政法人、あるいは政府系金融機関のことについて、できるだけ民営化をしていけという考え方でありますから、そういうことによつてはその財投の資金需要というものは

猛烈に変わつてくるわけですね。ですから、そういう単なる金額のところだけで議論をすべきではないともちろん思つておりますけれども、何しろ全体的な資金がどこへ動くのかというようなことにも非常に関係するものですから、あえてそういうような質問をさせていただいたわけでありま

す。

やはり財投の将来像というものをどうしていくんだというものをしっかりと持つてやつていただきますと、それぞれの年度の査定とかというものはそれなりにあるでしょうけれども、全体的な姿の中で毎年度のものがあつてしかるべきじゃないかと、こう思うわけでありま

す。もう間もなく十二月でありますから、そういうような考え方を是非しっかりと持つていただきたいと思います。次に、特別会計の方へ移らせていただきたいと思います。

特別会計、これはもう昨年だったですか、おとしだつたんですか、塩川、塩じいと言つていいと思いますが、塩川さんが、母屋で一般会計の方はお茶漬がなかなか食べているのに、離れではすき焼きを食つてい

るというお話がもう非常に的確に表しておられると思ふんです。そういう中で、特別会計改革といひますか、これを實際また財政制度審議会でも議論をされてい

ると思ふんです。

そういう中で、私も、これはまた、先ほど申しました、一般会計の方ではプライマリーバランスというものが一つの第一ステップのものとしてあると。じゃ特別会計の方はどういふような将来の姿を描いていくのかと、こういう点がやはり政治家としてあつてしかるべきじゃないのかと思ふわけでありま

す。

實際、特別会計は幾つもに分かれておつて、今三十二ですか、三十一になつたのか、そんなのは詳細どうでもいいんですけれども、それをぐつと絞り込んで整理統合をして、例えば半減ぐらいにさせようというふうにご考慮いかれるのか、あるいは、そんなことよりも、どれぐらいの規模に

していくと、こういうようなこともあろうかと思ひます。

今、特会は見掛け上は三百七十兆円、一般会計八十兆ですが、しかし、いろんな会計間のやり取りですとか勘定間のやり取りとか、償還、借換債の償還等、特会にありますが、純計でいくと二百兆円ぐらい、アバウトな話でいきますとですね、いうことでありますけれども、それをどういふような、一般会計との関係で、どういふような規模を想定してやつていこうかというふうにご考慮されるのか、その点、財務大臣、ございましたらお願いしま

す。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私の前任者の塩川大臣が非常に適切に状況を表現されて、私どもも基本的にそれを受けているわけでございます。

それで、昨年の財政審等の提言に従つて、昨年、処置できるものは処置したわけでありま

すけれども、今年の財政審では去年の基本的考え方に沿つてフォローアップを今進めていただいておりますので、不断に見直しをしていくという観点で更に改革を進めていきたいと思います。

ただ、これ、特会もいろんな種類がござひますので、性格、様々でござひますので、規模としてどのぐらいというのを数量的に今の段階で申し上げますのはなかなか難しゅうござひますので、今はちよつとそのフォローアップに従つて個別にぎゅうぎゅう詰めていくということご答弁をさせていただきますと思ひます。

○広野ただし君 整理統合という考え方はやつぱりあるんでしよう。余りにも今度はたくさん、三十本以上あつて、しかもそれが、全体を本当にだれが掌握しておるのか、各省庁ももちろんやつておられるんでしようけれども、それぞれの省庁の規律というものもあるんでしよう。

ですけれども、先ほど言いましたように、年金特会なんかへいきますと、過去債務ですとか、そういうものもある。あるいは、電源特会といううなところを見ますと、例えば核燃料サイクルというものを取りま



ましたけれども、いろんなところでこれから持続可能な財政を作り、あるいは社会保障体制を作り、言わば私の言葉で言います身の丈に合ったものにしていくためには、やはり潜在的負担率というのは五〇%の中で抑えていくという方向で努力をしなければいけないのではないかと考えております。

○西田実仁君 この試算がせつかく出ましたので、これはそんなに重要視しなくていいと言われれば、それまでで議論が終わってしまいますけれども、取りあえずこの試算に基づいていかに大変な姿かということをあえて申し上げさせていただきます。

まず、消費税率二%に持つていこうと思えば、小泉内閣において消費税は引き上げないと、こういう前提から考えますと、それ以降、二〇〇六年度以降も毎年二%ずつ引き上げなければ到底到達できない水準であるということ。また、歳出を三分の一削減するということになりますと、今八十二兆円のこの一般会計歳出のうち三分の一ですの

で二十七兆円、これを削るというのはもう公共事業費すべて削ってももちろん足りませんし、また社会保障関係費二十兆円、また約二十兆円、地方交付税交付金約十五兆円、こうしたものにも当然手を付けて、毎年三兆円近くの歳出削減を十年近く続けていかなければ到達できないと。

これであえてお聞きしますけれども、こうしたかなり非現実的というか、国民がこれに耐えられるとは到底思えないようなほど今財政が厳しいと、こういうことだと思えますけれども、これについてちょっと今、現実的にじゃ実際にまじめに考えてみようと思うと、そうしたことをしなければならぬというところになってしまいますけれども、御感想、御所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 委員おっしゃいましたように、この試算は機械的に数値を置いたものでございまして、要するに努力をしないで今の制度のままで放置しておけばこういう結果になるということでございます。

したがって、何か言わば、こういう表現が適切かどうか分かりませんが、まあ最悪シナリオと言ふとちょっと言葉は言い過ぎかもしれませんが、そういうものだろうと思います。他方、内閣府の方で示されましたやはり試算、これは「改革と展望」の付録と申しますか、の中に附属資料として示されたものでございますけれども、これは二〇一三年度にプライマリーバランスが、国と地方を通じてバランスが取れるというような一つの姿を描いているわけでございます。この二つは随分前提や何か、手法も性格が違うわけでありまして、取りあえず、内閣府の方は「改革と展望」等示されたいろいろな施策を講じていったときに一つのそういう姿が想定できると。もちろん、あれもまだいろんな問題点はあるだろうと思えます。

そういう二つの材料があるわけでございますので、私としては、結局そういう努力をこれからあらゆる方面で打ちながら、この最悪シナリオではない方向に持つていくということではないかなと考えております。

○西田実仁君 それはもうおっしゃるとおりだと思いますし、また前回似たような御質問をさせていただいたときにも大臣から御答弁いただきましたけれども、私としても、本当の財政再建あるいは真の財政再建というのは究極的にはやはりいかに税収の上がる経済の体質に変えていくのかと。

いわゆる日本の経済を、高収益、高い収益であり、また好い方の好収益体質にいかに変えていくかというところが最大のポイントだろうというふうに私自身は思っております。特に国の財政見てまいりますと、九〇年度、一九九〇年度には租税及び収入が、印紙収入、歳入が、税金が入ってくるものが六十兆円あったわけでございまして、それが今平成十六年度当初予算ではもう四十二兆円になつています。

六十兆円あったものの、確かにバブルのときだと申せばそれまででございますけれども、その六十兆円あった日本の歳入が、税収が四十兆になつてしまつていふという、この二十兆円も減つてきて

しまつて税収の上がらない体質になつてしまつていふ。ここを何とかしないと、単に帳じりだけ合わせようということになりますと、先ほどの毎年二%上げなきやいけないとか、あるいは三分の一歳入カットしていかねければならないとか、かなり非現実的なことを考えなければならなくなつてしまふ。この部分を、あえてでございますけれども、強調させていただきたいと思えますけれども、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 委員のおっしゃるようには、やっぱり根本的に体力を付けなければ、やせ細った姿では身の丈に合ったものといつたて賃相なものになつてしまふわけですから、やっぱり体力を付けてきちつとした健全な肉体を作つていくということがこの経済の面でも何よりも必要だろうと私は思います。それが一番の基本であることは委員のお考えに全く賛成でございます。

ただ、一つやっぱり我々悩みがございましてのは、委員と私では大分世代も違ひますけれども、私はちょうど少年時代が昭和三十年代から四十年代、学生のころはそういう時代でございましたから高度経済成長の真つただ中でございました。まだ日本経済も若々しかった。ああいう時代はやっぱり税収もどんどん上がつてまいりますから、景気が良くなれば自然にお金が増えてきて、むしろ減税を時々やらなくともおかしなやつやうというような時代でございましたけれども、やはり今の日本経済のように成熟してまいりますと、体力は強めなきやならないんだけれども、体力を強めたら自然にもうどんどん税収がうれしくて笑いが止まらないように入つてくるということに持つていくのは、やはりなかなかそう簡単ではないなと思ひます。

ただ、そういうことを前提にしながらも、構造改革をして、やはり効率の良い資金も人口が減つてまいりますと必ずしも豊富にあるわけではなくなつてくると、やはり最も有効な資金の使い方というふうなこともいろいろ考えながらやつていかなければいけないだろうと思つております。

○西田実仁君 正に私自身は高度成長の最後のときに生まれて、世代は違うわけで、おっしゃることはよく理解できますけれども、少子高齢化による日本の経済の体力がどうしても弱まつてくるという御指摘だったろうかとも思ひます。それを踏まえた上で当然考えていかねければいけないと、これもよく理解できるわけでございますけれども。

しつこいようでございますけれども、政府税調でこの十一月九日に、「これまでに出された主要意見」というのも拝見させていただきました。この政府税調のまとめられたところに、気になるのは、この中にある、財政規律を回復することによる、いわゆる非ケインズ効果というものが指摘をされております。しかしながら、九七年のとき、日本の経済に何が襲ひ、そして、プライマリーバランスを見ていただければ分かるように、それまでプライマリーバランス黒字だったところが、その翌々年の平成十一年度からプライマリーバランスは十一兆円のマイナスになつて、それまでは黒字だったわけでございまして、いわゆる九七年の消費税引上げによつて日本経済にどのような影響があり、そしてそれがひいては財政赤字の拡大につながつていったという、そういう認識というか指摘がこの政府税調のこれまで出た主要意見にはどこにも触れられていないというのが正直言つてちょっとびびりしてしまひまして、大臣はそういうことはもう当然お考えになつておられると思ひますけれども、改めてその御認識をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今御指摘の点は、今後どう財政運営をしていくか、特に、歳入歳出面からと、こう申しております歳入面についてどう考えていくかというときに、やはり景気との関係というのを一番注意して見ていかねければならない点だろうというふうに私は考えております。

ただ、今おっしゃった、あれは平成何年でしたか、大変言わば増税等がありまして、その後景気が非常に悪くなつていった。そこで、その下支え

をするために小測内閣のときに大規模な減税をしたり、財政出動もいろいろありました。そういうことが相まってこういうプライマリバランスの非常に悪い姿になってしまったわけでありまして、けれども、あの当時にどう見るとかというのいろいろな議論がやはりあるようにございます。

当時はいわゆるQEも、利用できるQE、あの時点で利用できるQEというものがまだ十分出そろっていなかったとかいうことがございますけれども、四月から消費税が上がった、それがやや吸収、そのショックですね、消費税が上がった影響をやや吸収でき掛かった時期にちょうどいわゆる金融危機というのが襲ったということがございまして、あのような急速な落ち込みが何に起因するかというのは、これ、いろんな見方があるんだろうと思います。

私もその辺は、よく当時の、つまり歴史的な経験というだけではなくて、今後の財政運営をするときに何があのかのときの実際の因果の流れだったんだらうというように常には念頭に置いておかなければならないと思っております。

○西田実仁君 私単純に考えているわけではなくて、確かにこの九七年の消費税引上げあるいは保険料の引上げということが日本の経済にどのような影響を与えたか、単純でないことはよく理解をしております。その上で、これまでの議論のまとめたものが政府税調から出てきたものですから、余りにも非ケインズ効果的なところが強調されていて、全く九七年問題とか、いつか来た道のことと触れられていないということがちよつとバランスが欠けるかなど、認識としてバランスが欠けるかなというのを御指摘させていただいたものでございます。ちよつと別の話題でございますけれども、三位一体の改革におきまして今議論をいろいろされております。特に、国税から地方税へ税源を移譲して、こうとうときに、既に様々なところで触れられてございますけれども、改めて確認でございますけれども、低所得者への負担増を、低所得者

への配慮、国税から地方税に変えるときの配慮につきましまして是非十分なものをお願いしたいというふうな思っているわけでございますけれども、大臣の御認識をお伺いできればと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 三位一体で所得税から個人住民税へ税源移譲していくこと、そして個人住民税は、一〇%といいますが、まだ決まったわけではございませんけれども、フラット化する方向で考えていくというふうな大体議論が進んでいるわけだと思っております。

それで、私がお答えするのが適切かどうか分かりませんが、総務省にお答えいただいた方がいんでしようけれども、そのことはやはり、税源移譲で財政力の格差のあるものをできるだけ平準化していくためには地方住民税のフラット化が必要だという考え方も背後にあるんだろうと思えます。

しかし、そうなりますと、所得税は減税するけれども個人住民税を増税するという部分が出てくるわけでございますから、当該税制改正に伴う個々の方の納税者の税負担というのはできるだけ大きくならないように抑制する必要があると私は思っております。税源移譲に当たって個人住民税のいわゆるフラット化が行われる、税率のフラット化が行われるというになれば、これによってその税率が引き上げられる低所得部分、ここについてはきちつとした適切な対応が考えられなければいけないと思っております。

まだ中身が固まっておりますので、この程度しかお答えはできませんが、基本的な考え方はそういうことだろうと思っております。

○西田実仁君 全く話題が異なりますけれども、人民元の通貨につきましまして、ちよつと御意見とか御感想とか、お聞きできればと思っております。

人民元の切上げにつきましては、前大臣、塩川大臣のときにはかなり積極的な御発言もあったやに記憶しておりますけれども、最近この人民元の動きについて現地の通貨当局、いろんな発言もあ

るようでございますし、またマーケットでもややそうした動き、動意というものが見られるというふうな思っております。

この人民元が切り上げられるかもしれないという傍証が増えていく中で、それにつれてアジアの通貨である円も連れ高になるという御指摘も専門家の間では言われているやに聞いております。これ人民元の切上げに関しましてどんな見方をされておられるのか、大臣のもし御所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 中国経済、大変大きなものになってきましたから、日本経済にとつても中国経済の動向というのはすぐに影響が及んでくるといふ問題でございます。人民元、今事実上ドルにペグをした形で動いているわけでありまして、けれども、ドル、昨今も円・ドル関係あるいはユーロ・ドル関係、いろいろな動きがあるわけでございますから、そのことがすぐに中国との取引、貿易高の多いようなところにはすぐに中国からの影響となつて表れてくるという面がございます。

したがしまして、いろんなところで大変中国経済あるいは中国のこの通貨というものの在り方に対しては関心が高まっております。国際会議等でも、アジアに関しまして一番大きなトピックスということで議論が行われておりますし、中国自身も、そのエマージングマーケットが先進国経済との連携を深めていく中で、どういうふうな方向性を取つていったら一番、ソフトウェアインフラという言葉がいいのかどうか分かりませんが、一番スムーズに持つていけるかということは中国自身が非常に、我々も関心を持っておりますけれども、中国自身も非常に関心を持っております。これを今考えておられるところだろうと思えます。

我々は、ですから、中国と十分な議論、我々の方がどういう関心を持って見ているのか、あるいは欧米がどういう関心を持って見ているのか、中国にも十分我々の考えを伝えると申しますか、対話をする必要があると思えます。

ただ、通貨をどうしていくかということになりますと、最後は中国の主権の部分がございしますから、中国当局が適切に判断をされて、中国経済の良好な運用のために良い姿で判断をされるのではないかと思っております。

○西田実仁君 最後、金融庁、大臣に、伊藤大臣にお聞きしますけれども、この動産担保融資というものがこれから広まってくるということで、これを根付かせていくために中小企業への資金ルートというものを太くしていくという意味では意味あるものではないかという認識しておりますけれども、一方で、在庫を担保にしてまでも融資受けなければ受けられないのかという風評被害みたいなものももしありましたら懸念もされるかもしれないということもありまして、この動産担保融資を根付かせていくために金融庁としてはどういう取組をお考えになっておられるのか、最後これをお聞きして、終わりたいと思えます。

○副大臣(七条明君) 今、国会においても提出されております債権譲渡特例法案、これ今、たしか昨日参議院の本会議を通過して衆議院へ送られると、この聞いておりますけれども、この法案の中にもありますけれども、事業者の保有する在庫や機械設備等の有用資産を活用した動産担保の実効性を高めていくことが一つの目的であると。それから、今後中小企業がこれを使っていくときに、先ほど先生、風評被害というような表現をしておられましたけれども、確かにもうここまで使つてしまつと風評被害があるというのが今までの実態の中にはあつたかもしれないと思っております。

そういうことも含めまして、我が省といたしましては、これからは金融機関に対して、不動産を担保とする、あるいは個人保証に過度に依存をしないような融資制度の取組をこれから充実させていくという観点の中から、今法案が成立した場合には、事業の収益性に着眼をしながら、融資制度の一つの大きな方向性として動産担保が活用されることを期待をしたい、あるいはこれを望んでいる

かなければならないと思っております。

一つ、今風評被害ということがございましたけれども、それらをするためにこの制度をどんととやはり周知徹底をさせていく、そういうことが非常に大事であるとも考えておりまして、関係の省庁あるいは業界団体等ともうまく調整をしながらこれを周知徹底をさせていくために努力をしていきたい。

また、それ以外に金融庁としてできることがあるならば、これらも今後考えて何かやっていかなければならない。特に中小企業がこれから資金を調達していく一つの幅を広げていく一つのいい法案であろうと考えている一人でございます。

○西田実仁君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

社会福祉事業と消費税課税の問題で、今日、障害者の方々が働いておられる授産施設について質問いたします。

授産施設といえますのは、障害者など雇用されることが大変社会的に困難な方々に対して、目的として社会復帰の促進、社会参加の訓練を図るために、授産施設に来ていただいて、指導員が根気よく物づくりを教えて、その作ったものを販売すると。で、障害者の方々にわずかながら手当を支給しているというふうなものでございます。

私、北海道旭川の授産施設に行つてまいりましたけれども、例えばそこではお弁当を作つて販売しているんですけれども、一日四時間半、障害者の方が月曜日から金曜まで働いて、大体月に一万円程度、一万円にならない方もいますが、そういう手当をもらう、やつてもらつと。お弁当なんかも宅配でそれぞれのお宅に届けるという方法で、それで五百円で販売をしている。大変安い、宅配で五百円ですから、安く販売しているわけですね。販売相手も、なかなか自分では外に出られないお年寄りの御家庭とか、あるいは、何といいますか、善意で事業所、企業がそういうお弁当を取つてあげるといふふうな、そういう形で成り立っているのが授産事業でございます。

厚生労働省に聞きますけれども、この授産事業というのは社会福祉事業ですか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 障害者の方が社会で活躍するという意味で、授産施設、働く場としては大変大きな役割を果たしております。小規模作業所から法定の授産施設まで様々なタイプありますが、いずれも社会福祉における重要な事業であると認識しております。

○大門実紀史君 社会福祉事業というのは非営利で公共性がありますから、消費税が非課税になっております。この授産事業も、先ほど申し上げましたとおり、もう当然営利が目的ではありません。障害者の方がどうやって自活力を付けるかと、それなかなか難しいものがありますが、その中で一生懸命やつておられるわけですね。

ところが、この社会福祉事業の中で、唯一この授産事業だけが消費税が課税になっております。この理由について伺いたいんですが、厚生労働省に聞こうと思つたら、それは財務省から答えてくるといふことでございますので、財務省からお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(福田進君) お答え申し上げます。

先生、今お話しございましたように、社会福祉事業につきましては社会政策的な範囲から消費税の非課税とされているところでございます。平成元年に消費税が導入されました当初は、授産施設を営営する事業として行われる資産の譲渡等につきましても非課税とされておりました。しかしながら、平成三年の議員立法におきましてこれ全会一致で成立したわけでございますけれども、授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等については非課税の範囲から除外して課税となつたものでございます。

当時の経緯の御質問でございますけれども、授産施設において製作されました物品等の売上げを非課税といたしますと、その取引の相手方の事業者にとりましては、仕入れにつきまして仕入れ税額控除の対象とならない、そういったことから授産施設が取引から排除されるという、そういった

問題を生じまして、授産施設を経営する方から課税取引を望む声が多く出された、こういうふうにも私も認識しております。

○大門実紀史君 つまり、物を、わずかといえ物販を、中には大きな授産施設があつて印刷物を会社に納入したりいろいろありますから、中にはその事業者相手の場合は相手が仕入れ控除できないということ、もうおたくには仕事頼まないという不安が出されたということです。

ただ、八九年導入当時の国会議論でいきますと、厚生労働省は、当時の厚生労働省は、そういう取引から除外されないように努力をするという答弁を明確にされているわけです。

八九年三月二十三日の大蔵委員会、当時の厚生省の和田社会局長がこういうふうにおつしやっています。要するに、授産事業は取引をするにしても最終消費者に対し物を販売する場合が多い。また、相手が事業者であつても相手も小規模な免税業者あるいは簡易課税を利用する場合が多いから、授産事業というのはむしろ非課税取引、非課税にしておいた方がいんだと、

の方がメリットがあるんだということを言われた上、そういう不安があることに對して、取引相手が仕入れ控除ができないということで授産施設を取引から除外するという問題が生じた場合には、授産施設の関係者とも協力して、例えば取引形態を委託加工とか直販の形態に改めるなどの施策を講じることによりまして、事業面に支障のないように厚生省も努めてまいりたいというふうな答弁されていたわけです。

これが、その三年後、二年後ですね、二年後にこういう要望が授産施設からわつと出てきたというところでございます。厚生労働省として、このときの国会答弁でいきますと、そういう除外されないようにするといふふうにはつきりと、だから非課税がいいんだと答えておられるわけですが、そのために努力するとも言われていたわけですが、そのように努力されたのか、どうしてこういう要望がそのときに出てきたのか、その

経過をちょっと教えてください。

○政府参考人(塩田幸雄君) 御指摘ありましたように、消費税施行前の検討段階におきましては、非課税とした方が授産施設にとりまして納税手続の事務負担が生じないということでありまして、か、あるいは消費者に直接物品等を販売する際、より低額で販売できるというメリットがあることから非課税ということで判断をしたところでございます。

しかしながら、その後、消費税が施行されました実態を見ますと、先ほど財務省から御説明ありましたように、授産施設と取引する相手方事業者が仕入れ税額控除の対象とならない取引を好まない場合が予想以上に多くなりまして、結果的に授産施設の事業者が取引から排除されるという問題が生じました。

こうした実態を踏まえまして、授産施設を経営する事業者の団体の方から、当時の厚生省に対して、授産施設の事業を課税対象としてほしいという要望が団体の方から出されたわけでございまして、これを受けまして、先ほどの御説明にあつた議員立法によりまして、消費税の見直しの一環として非課税範囲から除外されたという問題とところでございます。

○大門実紀史君 要するに、何も努力はしていないけれども、事態が思つたよりも除外される実例あるいは不安が広がつたということでございます。特に何も、この国会答弁どおりいろいろなことを努力されたわけではないというふうに思ひます。

私は、具体的に見ていきますと、このときの要望とは何だつたんだろうというふうに見ていきますと、つまりはその授産施設もいろいろあります。確かに、かなり大きな規模で障害者の方を雇用して、先ほど言いました印刷物を納める、あるいはクリーニングでかなりの仕事をやる、そういう事業者相手のところが幾つかありまして、そういうところは確かに非課税だと取引から排除されるといふのはあつたと思うんですが、ほとんど

は、もう厚生労働省よく御存じのとおり、そんな大きな規模ではございません。

例えば、三千万超えるのもわずかですよね、今二百か三百ぐらいですね、全体の数の中で。全体の数でいきますと、二千以上事業所がありますけれども、そのうちの二、三百だと思えます。そういうところは確かに大きな不安があったから要望を出したと思いますが、小さなところは、厚生労働省が既に言ってきたように、ほとんど最終消費者といえますか、小売の、小売といえますか、相手は個人の人にお弁当を買ってもらうとか物を買ってもらうとかそういうレベルですから、そういう不安がそのとき出たとは思えない。そういう方々が実際にはほとんどなわけですね。

で、申し上げたいのは、そのときの要望というのは、結局は大きな事業、授産施設の要望だったんじゃないですか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 授産施設全体を取りまとめる協議会からの意見書でありますので、大小いろんな授産施設が含まれていたと認識をしております。

○大門実紀史君 そんなこと分らないんですか、中身が。中身として分らないんですか。その実態分らないんですか。団体から出てきたらもう全部だと思つて受け取ったんですか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 授産施設の全体を束ねる立場の団体からの要望でありますので、かなり意味合いは大きいと思えます。

○大門実紀史君 じゃ、小規模事業所はどういう影響があったか把握されていますか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 詳細は把握しておりませんが、障害者施策における小規模作業所とか授産施設の役割は極めて大きいものではございます。

本日のテーマとは若干外れますけれども、税制上の問題もございすけれども、障害福祉施策として、いろんな形の授産施設、小規模作業所が障害者の社会参加の上で大きな役割を果たすよう、今現在も政策の見直しをしておりますので、税制

上の問題も含めて、そういう御意見があるようであれば、それも含めて検討させていただきまして、障害者にとつての働く場の確保に全力を投球したいと思ひます。

○大門実紀史君 その、よく、今何をおっしゃったわけですか。

要するに、小規模事業所が、今度免税点一千万に下がって、私が次に質問しようとしたことの答えを先に言われたわけですか。一千万に下がると、だからそういうところは何とかすべきだというのは通告してありますね。それに対して、そういうところについて、いろいろ聞いて検討すると今おっしゃったんですか。何、何言ったんですか、あなた。

○政府参考人(塩田幸雄君) 小規模作業を含めまして、障害者の働く場のいろんな施設はいろんな懸案を抱えておりますので、いろんな問題について私どもよく勉強して、税制も含めていろいろ改善すべき点があればこれからよく聞いて検討すると申し上げたつもりでございます。

○大門実紀史君 そうしてほしいんです。で、ただ、正確にしてください。大ざっぱに何か話聞いてやれることやるじゃなくて、私は消費税、一千万に下がって、当時は要望が出たのは確かです。それはやっぱり事業者を相手にするような、会社を相手にするような大きなところだった。ですから、三千万以下のところは、ほとんど自分たちには関係ない。申告、納税義務もありませんし、取引から除外されるわけでもありません。免税業者でも今仕入れ控除できますから、だから、ほとんど何も自分たちには関係がなかったから特に声も上げなかった。

ところが、免税点が一千万に下がりますと、これはそのとき予想した事態と違う事態が広がって、いますよ。小さなところで、障害者の方にやつと給料を出しているようなところにも、私が行った旭川でいけば、年間三十三万円、計算すると消費税が掛かると。相手がおじいちゃん、おばあちゃん、の宅配弁当とか何かで、なかなか、そのまま

転嫁するとか、そういうことがしづらいた。当然、その障害者の方のわずか月一万円の手当を上げてあげたいと、もう十円でも上げてあげたいのに、全体として切り詰めなきゃいけない。そういう事態になるということで、一千万が下がったことによって小規模のところは大変になってきているわけですね。

私は、今ごろそんなことをおっしゃるんじゃないやなくて、調査されたんですか。この四月一日からでしよう、免税点下がったの。そうすると、私が申し上げたような、あなたが答えられたような、何とかしなきゃと今ごろ言われるんじゃないやなくて、どうい影響が出るのか、経営的にどうい影響が出るのか、そういう調査はされたんですか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 税制改正とかの対応をする場合には、やはりその事業を束ねる団体の意見とか、いろいろ聞いて省としては対応しているところでございます。その都度その都度、団体の意見がそういうことであれば、それを優先して対応したということであろうと思ひますが、先ほどから申し上げておりますように、障害者の働く場としての授産施設はいろんな問題を、税制の問題を含めていろんな問題を抱えていると思ひますので、それはよく、関係者の意見もよく聞いた上で、必要があれば必要な対応をしたいと思ひます。

○大門実紀史君 そうですよ。今、授産施設は社会保障全体が切り詰められる中で大変な事態が進んでますから、もちろんこの消費税だけが問題になつてはいるわけではありませぬけれども、追い打ちをかけるように、そういうところに免税点一千万になつていろんなことが起きています。ですから、この消費税に関するところ、ヒアリングといひますか、意見を聞くということに加えて、至急その調査をしてもらいたいというふうに思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(塩田幸雄君) 何らかの形で、作業所が抱えている、授産施設が抱えている問題については実情を把握したいと思ひます。

○大門実紀史君 私は一言申し上げておきますけれども、よく、この社会福祉事業というのはそもそも非課税なんです。それを特例的に、特別でその授産事業は課税にしたわけですね。ですから、その三千万が一千万になるときにやっぱ私は特別に配慮をすべきだったと、今から思ひますね、これからでも遅くありませんけれども。厚生労働省がはつきりと、これはそもそも非課税のものを課税にしたという特別の経過があるものだと、したがって三千万の免税点を一千万に下げると、これは待つてくれと、据え置いてくれということぐらひ、そもそも特別な例外的な部分なんです。厚生労働省がよくその前段で調べてそういう要望をされるべきだったということをお願いしたいと思ひます。

その上で、今後、これから急いで、来年、納税時期にならないと気が付かないところも結構あります、税金の問題というのは。ですから、急いでヒアリング、調査、今言われたようにしていただきたいと思ひます。

最後に、谷垣大臣にちょっと伺ひたいんですが、けれども、前に申し上げましたが、社会保障事業にかかわる消費税の問題、幾つか私は問題点があると思つておりますけれども、特に今回一千万の引下げですね、国税庁の方はこれで四千五百億円ですか、税収が増えたというふうなことを言われておりますけれども、その陰で、こういう本来掛けられるべきものじゃないものまで消費税が免税点一千万になつたことによつて掛かつて、それである方々が困難を、そもそも困難なことをやっている方に更に困難を加えているということ、是非御承知いただきたいと思ひますし、私は、今後その消費税の議論の中で、まあ二一％という物騒な話もありますけれども、まず今の矛盾ですね、今起きている矛盾ですね、これを急いで解決してほしいと思ひます。

特に、授産施設の問題というのは、元々非課税だったのが、繰返し言ひますが、特別に課税にしたと。ですから、免税点の在り方だって私は特

別にあったつていいと思いますし、据え置いたつてよかつたというふうに思います。

いずれにせよ、この福祉事業所についての消費税問題、よくよく配慮して、今後いろいろなことを検討していただきたいと思います、そのコメントだけいただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 委員が消費税と社会福祉施設等との関係、いろいろ問題を拾い上げられて、こつこつと追及されておられるわけですが、私、私はこの問題は、前回も御答弁させていただきましたけれども、まあ消費税をめぐっては委員とは多分考え方随分違うと思いますが、前広に消費税の議論もしていただかなきゃならぬと申し上げておきます。

それで、そういう中で、社会福祉施設、授産施設というだけではなく、社会福祉をどう扱うのかというのは私は一つのテーマじゃないかと思っております。いろいろな方面できちっと議論をして、より良いものにしていく必要があるかなと考えております。

○大門実紀史君 終わります。

○糸数慶子君 私、防衛費、それから在日米軍駐留経費、思いやり予算、それとSACO合意に関連する沖縄の新基地建設に対する予算の関係で幾つか御質問させていただきたいと思っております。

まず、今、イラクのファールージャで米軍が町を包囲して無差別攻撃を続けており、事実上の住民の無差別虐殺を行っています。米軍のそのやり方については、このイラク戦争に反対する人々はもちろん、賛成する人々からも国の内外で批判が高まっております。

このファールージャへの総攻撃作戦に沖縄からも八月の下旬にイラクに出撃していた米海兵隊の部隊が参加していることが判明いたしました。これはホルルルの新聞でホルルル・アドバイザー、これ七日付けの電子版の報道によりますと、作戦に参加しているのは、七月にハワイから沖縄にローテーション配備された第三海兵連隊の第一大隊の

およそ九百人で、これ八月下旬に沖縄の第三十一海兵遠征隊の陸上戦闘部隊としてイラクに出撃し、クウェートで訓練を行った後に、十月下旬にイラク中西部に展開をしてファールージャでの戦闘に参加。そして、十月三十日には、ファールージャで車両による自爆攻撃を受けて同大隊所属の海兵隊員八人が死亡、そのうちの一人は沖縄に常駐する第三課報大隊から派遣された隊員だったというふうに言われています。イラクに出撃いたしました三十一海兵遠征隊の航空部隊は、八月中旬に沖縄の宜野湾市で墜落事故を起こしましたCH53Dのヘリコプターが所属していた部隊の同型ヘリ六機で、要員が約七十人も加わっています。

こういう米軍のこのファールージャの攻撃、そして住民への無差別攻撃に沖縄の海兵隊が直接参加しているということは、沖縄県民にとって本當にいたたまれない状況であります。また、沖縄がテロ攻撃の対象になる危険も含んでいる。そういう状況にあつて、財務大臣は閣僚の中核として、沖縄からファールージャ攻撃参加が行われていること、今のその沖縄の置かれている現実についてどう思われるか、御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) イラクの治安情勢につきましては、駐留の多国籍軍とそれから武装勢力の間の衝突があつたり、あるいは民間人の被害や拘束事件というようなものが起こつておりまして、全体として極めて予断を許さない情勢ではないかと思つておりますが、八日ですか、イラク治安部隊とそれから駐留米軍がファールージャで反政府武装勢力に対して掃討作戦というんでしょ、か、それを始めたというふうに理解しているわけでありまして、私としては、治安情勢が速やかに改善されて、今後の政治プロセスのかぎは国民議会選挙でございますから、それがうまく予定どおり実施されるようになることを期待しているわけでありまして。

今、糸数委員は、ファールージャ攻撃に沖縄の海兵隊が参加しているというアメリカの報道を引いてお話しになりました。

私自身は、具体的に沖縄の海兵隊がファールージャの掃討作戦に参加しているかどうか、具体的に承知はいたしておりませんが、政府としては、いろいろな御懸念もお示しになりました、国民の安全確保、これに万全を期していくというのは政府の第一の方針でございますから、そういう中で県民の安全の確保とか経済的な混乱を防いでいくということに全力を傾けなければならぬと思つております。

○糸数慶子君 今のあの米軍の状態というのは、イラク攻撃でもはつきりいたしましたように、在日米軍は、日本を守るといふよりも、日本を自らの世界戦略を展開するための足場にしているようにしか思えません。

依然として日本政府は莫大な米軍駐留経費を負担しています。思いやり予算は、七八年の六十二億円から始まりまして、九四年からは毎年およそ二千五百億円で推移し、七八年から二〇〇四年まで二十七年間の累積、累計でおよそ四兆五千億円にも及んでいます。

米国防総省の調べによりますと、報告書によりますと、日本が負担している米軍駐留経費、これは四十六億一千五百万ドルです。ドイツは八億六千二百万ドルで、韓国は八億五千万ドル。これは五倍を超えているということで、日本を除く米国の同盟友好国二十四か国の米軍駐留経費の負担をすべて合算しても日本はその一・六倍で、本當にけた違いな負担をしています。

中身も、どうしてこんなものまで日本が負担するものかというのでも含まれておりまして、これ、当初は日本人の基地従業員の給与負担から始まったものが、今日では、米軍のための施設建設費から、例えばフィットネスセンターの娯楽施設建設費、そして電気・ガス・水道代にまで及んでいます。米軍基地内の学校はおよそ十八人ないしは十五人の学級になっておりまして、さらに米軍住宅には何とおふろが三つも付いているという、そういう状態にあります。

財務大臣として、こういうものまで日本が負担

する必要があるというふうにお考えになるかどうか、お伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) いわゆる思いやり予算と申しますか、その在日米軍の駐留経費の負担は、平成十六年度予算で二千四百四十一億円でござい

ます。防衛関係費全体のうちの五割という位置付けであります。これは長い間にいろいろな役割を果たしてきたと思つておりますけれども、日本の財政も非常に極めて厳しい状況にございます。それから、自衛隊の、当初こういうものができましたときから考えますと、自衛隊の役割の変化というものも私はあるかと思ひます。それから、ほかの先進国の例がどうなつていっているかというようなことも我々もいろいろ検討しなきゃならぬと思ひます

が、五年ごとにこの協定を見直すわけでありまして、けれども、その在り方についてはそういう機会によく議論をして、見直すべきことは見直していく必要があるかと思ひます。

○糸数慶子君 今、見直すべきことは見直していくというふうにおつしやいましたが、実はアメリカ議会では、米軍はアメリカにいるよりも日本に駐留した方が安く付くというふうに言われています。これはいろんなところでそういう発言があるわけですが、例えば日本はどの同盟国に比べても飛び抜けて気前のいい受入れ国支援を実施しており、米国内も含めた世界じゅうで日本が米軍駐留経費の最も安い場所になっていると。これは九二年の米国防総省のアジア太平洋の戦略的枠組みの中にも紹介がされておりますし、また、日本に米軍を駐留させることは米国内に置くよりも実のところは安く付くと、九三年にパウエル統合参謀本部部長、現在では国務長官の報告ですが、合衆国軍隊の役割とそれから使命と実態というその中に書かれております。

実際にそういうふうな発言をしておりますけれども、財務大臣として、本當にこんなことを言われてどう思うのか、御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、思いやり予算というものは、今までの日米安全保障、日米同盟の中で果たすべき役割はあったと、いろんな役割を果たしてきたと思っておりますし、その結果として日本自身の安全も守られたというふうに思っているわけですが、先ほど申し上げたようないろんな状況の変化もございます。

したがって、アメリカ側がどういうふうにお考えかということはあると思っておりますけれども、今後、見直しのときに見直すべきものは議論したいということでございます。

○糸数慶子君 今、そういう大臣のお答えにもございますが、しかし、日本の現在の米国に対する対応の仕方、かなり私といたしましては疑問がございます。

なぜかといいますと、例えばSACOの関係経費ですね。これは第二の思いやり予算などとも言われておりますけれども、このSACOの関係経費の中に二〇〇四年度も二百六十六億円計上されているわけですが、これは八月に宜野湾市で起きた米軍のヘリコプター墜落事故を受けて、米軍普天間基地の県内移設を決めたSACO合意の見直しを求める声が今県内で高まっています。三万人が抗議に集まった宜野湾市の市民大会の決議の中にも、SACO合意を見直して普天間の基地を名護市の辺野古沖への移設を再考することが盛り込まれました。

辺野古沖に建設予定のその新基地の建設費でございますが、これ、政府が決定して発表いたしました埋立て工法ですね、工期に九・五年、それからその建設費がおよそ三千三百億円。それから、維持管理費、これが年間八千万円というのは、まあある意味過少であるのではないかとこのように言われておりますし、それから、滑走路や誘導路、さらには駐機場及び建物その他の関連施設を含まない埋立て工事費用そのみでも三千三百億円を強調することで、国民にはある意味低額だと思わせておりますが、実際にはその莫大な経費を隠そうとしているのではないかとこの県民の感情的

な、あるいはまたその立場としてそういうふうな話も実際にありますが、こういう観点から考えていきますと、実際にこの普天間の基地を移設するという立場で、現在政府はこういう代替施設の経費を幾ら見積もっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 代替施設の建設費としては、現在約三千三百億を見積もっております。これは、護岸、埋立て、連絡橋といったものが対象で、いわゆる上物工事である建物や滑走路等は含んでおりません。

○糸数慶子君 ただいまの質問なんです、防衛施設庁の方にもお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(河野孝義君) お答えいたします。今、ただいま財務大臣の方から答えられたのと、繰り返すことになっておりますけれども、普天間飛行場代替施設の建設工事費につきましては、護岸、埋立て及び連絡橋等の建設に要する経費として約三千三百億円を見積もっているところでございます。

なお、いわゆる上物工事、これは建物とか滑走路等の舗装とかでございますけれども、これらについては、具体的にどのような建物をどのような配置で造るのかというようなことを今関係機関と調整をしているところであります。そういうものが調い次第見積もりたいということでございます。

○糸数慶子君 先ほど申し上げましたけれども、米軍のヘリが墜落して以降、今県民世論としてはおよそ八十一％が現在のこの普天間の基地の移設、辺野古についての移設に対しては反対でございます。

今世界は正に軍縮の方向に向かっておりまして、これは軍事費を削減いたしますその世界の流れに、今のその日本、とりわけ沖縄の基地政策に対しては逆行しているのではないかとこのように思っています。

なぜかといいますと、実は、米国の求めに応じ

て軍拡を進めてきた日本ですが、実際には、世界の

の流れとしては、スウェーデンのストックホルムの国際平和研究所が毎年発表しております年次報告書の中に、例えば二〇〇三年度版によりますと、まず二〇〇二年度の軍事費の国際比較では、まず日本は米国の次いで第二の軍事大国になっているという調査報告が出ております。それから、同報告書によりますと、米国のイラク攻撃に追隨してきたイギリスでも、二〇〇二年の軍事費を一九九三年と比較いたしますと一三％も削減しているという実態があります。例えば、イギリス並みに軍事費を削減するだけでも二〇〇二年の日本の軍事費はおおよそ九千億円少なくて済むという計算、試算を出しておりますが、軍事費を削って本当に暮らしに回すということは、これは世界の軍縮の流れに沿った状態でもあるというふうに思います。

さらに、沖縄の今日の地元の新聞で沖縄タイムスにも出ておりますけれども、十一月の二日に国会内で開かれた与党の安全保障プロジェクトチームの会合の中で、防衛庁とそれから財務省、いろいろ話合いがあったということが報道されておりますけれども、現在のこの日本の財政状況を見てみると、特に三位一体改革のおおききを受けて地方での財政、大変逼迫している状況にありますし、それから国民が求めております本当の意味での暮らしに直結いたします例えば福祉予算あるいは教育予算というものを求めることに際しまして、それぞれの省庁が削り合っていくという、削らざるを得ないような状況に追い込まれていく今のその政権の中におきまして、実際には財務省が本気になって国民に対して今の実態を広く知らせていく、そして本気になって与党とも話合いをしていく、その中で実際に日本のこれから先の財政の解決につながると思うわけですが、今のこの軍事費を、思いやり予算一つ取り上げてみてもいいですし、それからこの沖縄の米軍の基地にかかわる財政一つ取ってもいいですし、世界の潮流とは逆行しています。

そういう意味におきまして、財務大臣の立場として、本当に今、自衛隊とそれから防衛施設庁

と、それから国との、財務省との話合いの中で、今後のMD問題も含めて、これから先本当に国の財政を預かる大臣としてどのような方向に進めていこうとしておりますか、御所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) これからの防衛力をどういうふうに整備していくかということですが、去年の十二月の閣議決定の考え方が一つの基本になっておりまして、その中では、テロとか弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配意しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小を図るとされております。

それから、自衛隊の既存の組織、装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案して、防衛関係費を抑制していくものとすると、こういう考え方の下で現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成十六年末までに策定して、その総額の限度を定めることとすると、これが去年の十二月に決定されております。この方針の下で、今年十月に安全保障と防衛力に関する懇談会というところから提言が出ておりますが、それも踏まえながら、新たな防衛計画の大綱、それから中期防の策定に向けて議論を煮詰めていくという、そういう段階でございます。

○糸数慶子君 今の大臣のお話を伺いますと、やはり沖縄県民の声が国に届いていないというふうに思っています。私が先ほどから申し上げておりますのは、世界は軍縮の方向に向かっていくというその状況と、それからアメリカの今のトランスフォーメーションの時期に際しまして、やはりできるだけ軍備費を削減する、防衛費を削減していく中で、現在の国のある意味では基礎的財政収支赤字十九兆円、それを本当に国民に負担を負わせない状態を進めていく。先ほど消費税の問題などもありましたけれども、世界が軍縮に向かっていく状況の中で更にこれから軍備費を、防衛費を増

やしていく、そしてアメリカに対する思いやり予算も増やしていくという状況では国民の考えとは逆行していると思います。

再度 そのことをやはり沖縄の立場で、私は、是非とも今のこの沖縄の基地負担を軽減する意味でも新たな基地の普天間の代替施設の移設をやはり断念していくべきだということを申し上げまして、終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 委員、私は閣議決定を読み上げて、防衛関係費を抑制していくものとすると申し上げて、これからどんどん増やしていくなどということをお答えしたつもりはございませんので、ちょっと私の発言を誤解されているのかなと思います。

○糸数慶子君 今、世界の流れの中で、やはり軍縮という方向に実際に流れていく、それに関しまして、先ほども申し上げましたが、私が申し上げました地元の新聞の中には、沖縄タイムスの中には、与党の中でもやはり話合いの中に乖離がある。それに関しましては、財務大臣として国民に対してはつきり分かるようにきちんとその説明責任があるのではないのでしょうかというのも含めて、再度御要望申し上げたいと思います。

○委員長(浅尾慶一郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(浅尾慶一郎君) 関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣財務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府においては、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、関税制度について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入であります。

関税の撤廃、引下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となつて、国内産業に重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置に係る規定の整備を行うこととしております。

第二は、同協定に基づく関税割当て制度の導入等であります。

メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃、引下げをする物品について、当該数量等の範囲内での輸入に限って、同協定に基づく税率を適用することとするための関税割当てに係る規定の整備等を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(浅尾慶一郎君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

十一月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の大増税反対に関する請願(第六〇号)

一、相統税支払困窮者救済のための租税特別措置法の改正等に関する請願(第七三三号)

第六〇号 平成十六年十月二十二日受理

消費税の大増税反対に関する請願

請願者 北海道三石郡三石町字本町二六四

ノ二 幌村哲伸 外千二百十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三三号 平成十六年十月二十八日受理

相統税支払困窮者救済のための租税特別措置法の改正等に関する請願

請願者 埼玉県新座市野寺一ノ三ノ一九

野島秀夫

紹介議員 山根 隆治君

次の事項について実現を図りたい。

一、平成六年四月に施行され、平成七年四月に廃止された旧租税特別措置法第七十條の十の規定を復活して、同條の規定中「平成三年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した個人で、相続税法第三十八條第一項の規定による延納の許可を受けた者」とあるのを「平成十年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した個人で、相続税法第三十八條第一項の規定による延納の許可を受けた者」に改めること。

二、旧租税特別措置法第七十條第三項中「平成六年四月一日から同年九月三十日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から同年九月三十日の間」に改めること。

三、一及び二の改正規定は、租税特別措置法第七十條の十三とすること。

四、旧租税特別措置法第七十條の十の規定の復活に伴い、物納等の手続規定として、同じく平成七年四月に廃止された租税特別措置法施行令第四十條の十一の規定を復活させること。

理由

平成二年の相続税申告で年賦延納制度を選択したところ、平成三年ごろから地価バブルが崩壊し、地価は連年下落する上に、土地取引も大幅に減退してきたので、土地換価による相続税の延納税支払が困難となったのみならず、平成六年三月三十一日公布の租税特別措置法第七十條の十の規定による延納から物納への切替特例を、所轄税務署から教示されなかったため、この特例を利用すること

ともできず、延納相続税の支払は、困窮の極みに立っている。地価バブルの発生と崩壊、その後の地価の低落と土地取引の大幅減退は、政府の政策、特に固定資産税と相続税の評価額の大幅引上げと地価税や特別土地保有税の創設等の租税政策によつて大きな影響を受けたと思われるので、責任を取つて救済策、例えば十年以上にわたつて地価が下落している状況下では、その年だけの公示地価を基準とせず、延納期間中の下落の見込みをしんじやく加味する方式や、平成六年三月立法の延納から物納への切替特例措置を復活し、例えば平成十年十二月三十一日までの相続まで拡張するとともに、個別の延納者に所轄税務署から周知する措置を講じるよう求める。(資料添付)

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

の七條の八第一項第二号イ中「第六項」の下に「並びに次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(メキシコ)の特定の貨物に係る関税の緊急措置

第七條の九 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「メキシコ協定」という)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という)による特定の種類の貨物(メキシコ協定第五條一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る)の輸入の増加の事実(第八項及び第十項において「メキシコ特定貨物の輸入増加の事実」という)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重

大なる損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第八項及び第十項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条1及び2の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置につき第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならぬ。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

より指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

4 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超えて延長する場合においては、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、メキシコ協定第五十三条9に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6 メキシコにおいてメキシコ協定第五十三条1及び2の規定による措置（次項において「メキシコの緊急措置」という。）がとられた場合には、メキシコ協定第五十三条11の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はメキシコの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8 政府は、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

きる。

10 政府は、第八項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十四条1及び4の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

11 政府は、第八項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を当該調査が終了した日から六十日以内に還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該課税部分の関税についても、同様とする。

12 第一項の規定による措置がとられていた貨物

については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十項の規定による措置をとることができる。

13 政府は、メキシコ協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十項の規定による措置をとることができる。

14 第八條の七第一項、第二項及び第四項並びに第八條の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十項の規定は、適用しない。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八條の四第一項中「この項」の下に「及び第八條の七第四項」を加える。

第八條の七の見出しを「（軽減税率等の適用手続）」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八條の九とする。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第八條の六の次に次の二条を加える。

（メキシコ協定に基づく関税制当制度等）

第八條の七 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品（次項及び次条に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要を考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められ

ている物品のうち輸出国が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているもの（次条に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、メキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項（郵便物を受け取つた旨の通知）の規定による通知を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本国の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

（メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度）

第八条の八 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する証明書に基づき輸入国が市場の開拓及び販売の促進を目

的として割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮並びにメキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成十九年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

第九条中「前条の軽減税率」を「前条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に、「又は軽減税率」を「若しくは軽減税率若しくは譲許の便益」に改める。

第十条第二号中「第八条の七の軽減税率」を「第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益」に改め、「当該軽減税率」の下に「又は当該譲許の便益による税率」を加える。

第十条の二中「第八条の七の軽減税率」を「第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に改め、「若しくは軽減税率」の下に「若しくは譲許の便益」を加える。

第十一条第一項中「第八条の七の軽減税率」を「第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に、「第七条第一項又は第八条の七」を「第七条第一項、第八条の九第一項又は同条第二項」に、「又は「軽減税率の適用を受けた貨物」」を「「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」」に改める。

別表第一中「第八条の七」を「第八条の九」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する

法律の一部改正

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法第七条の九第十一項（メキシコの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

第十四条第二項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

平成十六年十一月十九日印刷

平成十六年十一月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局